

企業区発等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第416条第4項</u>の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</p> <p>(1-2)・(2) (略)</p> <p>(3) 新規発行（売出）有価証券 a・b (略) c 「種類」欄には、「普通株」のように記載すること。優先株、議決権制限株等の株式を発行する場合には、その内容を欄外に記載すること。 d (略) f (4)のdにより「発行（売出）価格」を見込額によつて記載する場合には、当該見込額によつて算出した発行（売出）価額の総額を「<u>発行（売出）価額の総額</u>」欄に記載し、その旨を注記すること。 また、発行価額の一部につき払込みを要しない新株の発行（以下「一部払込発行」という。）の場合には、その払込金額の総額を「<u>発行（売出）価額の総額</u>」欄に内書きすること。 g～l (略)</p> <p>(4) 有価証券の募集（売出し）の方法及び条件 a (略) b 「発行（売出）価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額、社債については券面額の金額100円についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の金額100円についての発行価額若しくは売出価額、コマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出価額、カバードワラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。 なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「<u>発行（売出）価格</u>」欄に内書きすること。 c・d (略) e <u>株主割当</u>については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集する</p>	<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会等設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>商法特例法第21条の7第3項</u>の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</p> <p>(1-2)・(2) (略)</p> <p>(3) 新規発行（売出）有価証券 a・b (略) c 「種類」欄には、「普通株」のように記載すること。優先株、<u>償還株</u>、議決権制限株等の株式を発行する場合には、その内容を欄外に記載すること。 d (略) f (4)のdにより「発行（売出）価格」を見込額によつて記載する場合には、当該見込額によつて算出した発行（売出）価額の総額を「<u>発行（売出）価格の総額</u>」欄に記載し、その旨を注記すること。 また、発行価額の一部につき払込みを要しない新株の発行（以下「一部払込発行」という。）の場合には、その払込金額の総額を「<u>発行（売出）価格の総額</u>」欄に内書きすること。 g～l (略)</p> <p>(4) 有価証券の募集（売出し）の方法及び条件 a 募集又は売出しをしようとする有価証券について記載すること。 b 「発行（売出）価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額、社債については券面額の金額100円についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の金額100円についての発行価額若しくは売出価額、コマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出価額、カバードワラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。 なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「<u>発行（売出）価額</u>」欄に内書きすること。 c・d (略) e <u>株主配当</u>については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集す</p>

ものとその他のものに区別しその募集数を、それぞれ欄外に記載すること。

なお、一般募集の場合であつて株式に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。

f 新株予約権証券の「払込期日」欄には、会社法第238条第1項第4号に規定する割当日を内書きすること。

g (略)

(5) 有価証券の引受けの概要

a・b (略)

c 社債管理を委託する場合(短期社債に係る場合を除く。)には、社債管理者の名称及び委託の条件を欄外に記載すること

(6)～(8) (略)

ものとその他のものに区別しその募集数を、それぞれ欄外に記載すること。

なお、一般募集の場合であつて株式に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。

(新設)

f (略)

(5) 有価証券の引受けの概要

a・b (略)

c 社債管理を委託する場合(短期社債に係る場合を除く。)には、社債管理会社の名称及び委託の条件を欄外に記載すること

(6)～(8) (略)

改 正 案	現 行																																																												
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1 (略) 2【株式募集の方法及び条件】 (1) (略) (2)【募集の条件】(9)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発行価格(円)</th> <th style="width: 15%;">資本組入額 (円)</th> <th style="width: 15%;">申込株数 単位</th> <th style="width: 15%;">申込期間</th> <th style="width: 15%;">申込証拠 金(円)</th> <th style="width: 15%;">払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: left;">新株引受権証券に 関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】(12) (1)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>発行数</td><td> </td></tr> <tr><td>発行価額の総額</td><td> </td></tr> <tr><td>発行価格</td><td> </td></tr> <tr><td>申込手数料</td><td> </td></tr> <tr><td>申込単位</td><td> </td></tr> <tr><td>申込期間</td><td> </td></tr> </tbody> </table>	発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日							新株引受権証券に 関する事項						発行数		発行価額の総額		発行価格		申込手数料		申込単位		申込期間		<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1 (略) 2【株式募集の方法及び条件】 (1) (略) (2)【募集の条件】(9)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発行価格(円)</th> <th style="width: 15%;">資本組入額 (円)</th> <th style="width: 15%;">申込株数 単位</th> <th style="width: 15%;">申込期間</th> <th style="width: 15%;">申込証拠 金(円)</th> <th style="width: 15%;">払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: left;">新株引受権証券に 関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】(12) (1)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>発行数</td><td> </td></tr> <tr><td>発行価額の総額</td><td> </td></tr> <tr><td>発行価格</td><td> </td></tr> <tr><td>申込手数料</td><td> </td></tr> <tr><td>申込単位</td><td> </td></tr> <tr><td>申込期間</td><td> </td></tr> </tbody> </table>	発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日							新株引受権証券に 関する事項						発行数		発行価額の総額		発行価格		申込手数料		申込単位		申込期間	
発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日																																																								
新株引受権証券に 関する事項																																																													
発行数																																																													
発行価額の総額																																																													
発行価格																																																													
申込手数料																																																													
申込単位																																																													
申込期間																																																													
発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日																																																								
新株引受権証券に 関する事項																																																													
発行数																																																													
発行価額の総額																																																													
発行価格																																																													
申込手数料																																																													
申込単位																																																													
申込期間																																																													

申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

(3) (略)

申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債(短期社債を除く。)】(13)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	

5【新規発行社債(短期社債を除く。)】(13)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替期間・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	

担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (14)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び	

担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (14)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条	

消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

6 【社債の引受け及び社債管理の委託】 (15)

(1) (略)

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住 所	委託の条件

7～11 (略)

第2・第3 (略)

第二部 【企業情報】

第1～第3 (略)

第4 【提出会社の状況】

1 (略)

(1) (略)

(2) 【新株予約権等の状況】 (38-2)

新株予約権の目的となる株式の種類	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		

件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

6 【社債の引受け及び社債管理の委託】 (15)

(1) (略)

(2) 【社債管理の委託】

社債管理会社の名称	住 所	委託の条件

7～11 (略)

第2・第3 (略)

第二部 【企業情報】

第1～第3 (略)

第4 【提出会社の状況】

1 (略)

(1) (略)

(2) 【新株予約権等の状況】 (38-2)

新株予約権の目的となる株式の種類	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		

新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		

(3)～(6) (略)

(7) 【ストックオプション制度の内容】 (43)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

2 【自己株式の取得等の状況】 (43-2)

新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		

(3)～(7) (略)

(7) 【ストックオプション制度の内容】 (43)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

2 【自己株式の取得等の状況】 (43-2)

(1) 【前事業年度における自己株式の取得等の状況】 (44)

【株式の種類】

① 【株主総会決議による買受けの状況】 (45)

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会での決議状況 (年 月 日決議)		
前事業年度における取得自己株式		
残存授権株式の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

② 【取締役会決議による買受けの状況】 (46)

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
前事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

③ 【取得自己株式の処理状況】 (47)

年 月 日 現在

区 分	株 式 数 (株)	処分価額の総額(円)

④ 【自己株式の保有状況】 (48)

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】 (44)

① 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】 (45)

【株式の種類】

イ 【定時総会決議による買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定時株主総会での決議状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存授権株式数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ロ 【子会社からの買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ハ 【再評価差額金による消却のための買受けの状況】

(2) 【当事業年度における自己株式の取得等の状況】 (49)

【株式の種類】

① 【株主総会決議による買受けの状況】 (49-2)

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会での決議状況 (年 月 日決議)		
当事業年度における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

② 【取締役会決議による買受けの状況】 (49-3)

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
当事業年度における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

③ 【取得自己株式の処理状況】 (49-4)

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	処分価額の総額(円)

④ 【自己株式の保有状況】 (49-5)

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存決議株式数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ニ 【取締役会決議による買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存決議株式数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ホ 【取得自己株式の処理状況】

年 月 日 現在

区 分	処分・消却又は移転 株式数(株)	処分価額の総額 (円)
新株発行に関する手続きを準備する 処分を行った取得自己株式		
消却の処分を行った取得自己株式		
合併、株式交換、会社分割に係る取 得自己株式の移転		

再評価差額金による消却を行った 取得自己株式		
---------------------------	--	--

へ【自己株式の保有状況】

年 月 日 現在

区 分	株 式 数 (株)
保有自己株式数	
再評価差額金による消却のための 所有自己株式数	

②【当決議期間における自己株式の取得等の状況】(46)

【株式の種類】

イ【定時総会決議による買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定時株主総会での決議状況 (年 月 日決議)		
当決議期間における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

ロ【子会社からの買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
当決議期間における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

ハ【取締役会決議による買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
当決議期間における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

ニ【取得自己株式の処理状況】

年 月 日 現在

区 分	処分・消却又は移転 株式数(株)	処分価額の総額 (円)
新株発行に関する手続きを準用する 処分を行った取得自己株式		
消却の処分を行った取得自己株式		
合併、株式交換、会社分割に係る取 得自己株式の移転		

ホ【自己株式の保有状況】

年 月 日 現在

区 分	株 式 数 (株)
保有自己株式数	

(2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】(47)

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】(48)

【株式の種類】

イ【資本減少のための買受け等の状況】

年 月 日 現在

--	--	--

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定時株主総会での決議状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存株式等の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ロ【定款の定めによる利益による消却のための買受け等の状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定款の定めの内容		
前決議期間における取得自己株式		
残存株式等の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ハ【償還株式の消却のための買受け等の状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定款の定めの内容 (年 月 日定款変更決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存株式等の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ニ【取得自己株式の処理状況】

年 月 日 現在

区 分	消却株式数(株)	処分価額の総額(円)
資本減少のための取得自己株式		
定款の定めによる利益による消却のための取得自己株式		
償還株式の消却のための取得自己株式		

ホ【自己株式の所有状況】

年 月 日 現在

区 分	株 式 数 (株)
資本減少のための所有自己株式数	
定款の定めによる利益による消却のための所有自己株式数	
償還株式の消却のための所有自己株式数	

②【当決議期間における自己株式の買受け等の状況】(49)

【株式の種類】

イ【資本減少のための買受け等の状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会の特別決議の状況 (年 月 日決議)		
当決議期間における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

ロ【定款の定めによる利益による消却のための買受け等の状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定款の定めの内容		
当決議期間における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

ハ【償還株式の消却のための買受け等の状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定款の定めの内容 (年 月 日定款変更決議)		
当決議期間における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

ニ【取得自己株式の処理状況】

年 月 日 現在

区 分	消却株式数(株)	処分価額の総額(円)
資本減少のための取得自己株式		
定款の定めによる利益による消却のための取得自己株式数		
償還株式の消却のための取得自己株式		

ホ【自己株式の所有状況】

年 月 日 現在

区 分	株 式 数 (株)

3～6（略）

第5【経理の状況】(53)

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】(54)

①・②（略）

③【連結株主資本等変動計算書】(57)

④・⑤（略）

(2)（略）

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】(61)

①・②（略）

③【株主資本等変動計算書】(64)

④【キャッシュ・フロー計算書】(65)

(削る)

⑤（略）

(2)・(3)（略）

第6【提出会社の株式事務の概要】(69)

決算期	月 日
株主総会	月
基準日	月 日
株券の種類	

資本減少のための所有自己株式数	
定款の定めによる利益による消却のための所有自己株式数	
償還株式の消却のための所有自己株式数	
計	

3～6（略）

第5【経理の状況】(53)

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】(54)

①・②（略）

③【連結剰余金計算書】(57)

④・⑤（略）

(2)（略）

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】(61)

①・②（略）

(新設)

③【キャッシュ・フロー計算書】(64)

④【利益処分計算書(又は損失処理計算書)】(65)

⑤（略）

(2)・(3)（略）

第6【提出会社の株式事務の概要】(69)

決算期	月 日
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	

中間配当基準日	
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第7 (略)

第三部 (略)

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】(76)

1・2 (略)

3【株主資本等変動計算書】

4【キャッシュ・フロー計算書】

(削る)

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】(77)

1・2 (略)

3【株主資本等変動計算書】

4【キャッシュ・フロー計算書】

(削る)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～e (略)

中間配当基準日	
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
公告掲載新聞名	
株主に対する特典	

第7 (略)

第三部 (略)

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】(76)

1・2 (略)

(新設)

3【キャッシュ・フロー計算書】

4【利益処分計算書(又は損失処理計算書)】

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】(77)

1・2 (略)

(新設)

3【キャッシュ・フロー計算書】

4【利益処分計算書(又は損失処理計算書)】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～e (略)

f この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

(2)～(7) (略)

(8) 新規発行株式

a・b (略)

c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の許可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、議決権制限株等の数種の株式を発行する場合には、その株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

d (略)

(9) 募集の方法

a (略)

b 一部払込発行の場合は払込金額又はその算定方法を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。

c (略)

d 金額以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

(10) 募集の条件

a・b (略)

(削る)

c 欄外には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の株式の割当てを受ける権利の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。

d・e (略)

(11) (略)

(12) 新規発行新株予約権証券

a～d (略)

e 「割当日」の欄には、会社法第238条第1項第4号に規定する割当日を記載すること。

f～j (略)

(13)・(14) (略)

(15) 社債の引受け及び社債管理の委託

a・b (略)

c 社債管理者が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の社債管理者を記載すること。

d (略)

f この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、商法特例法第21条の7第3項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

(2)～(7) (略)

(8) 新規発行株式

a・b (略)

c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の許可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、償還株、議決権制限株等の数種の株式を発行する場合には、その株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

d (略)

(9) 募集の方法

a (略)

b 一部払込発行の場合は払込金額の総額を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。

c (略)

d 新株発行に現物出資が含まれている場合には、現物出資者の氏名、出資の目的たる財産の種類、その価額並びにこれに対して与える株式の種類及び数を注記すること。

(10) 募集の条件

a・b (略)

c 「新株引受権証券に関する事項」の欄には、新株引受権証券発行の有無、発行する場合には、その方法、発行請求期間等について記載すること。

d 欄外には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の新株引受権の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。

e・f (略)

(11) (略)

(12) 新規発行新株予約権証券

a～d (略)

(新設)

e～i (略)

(13)・(14) (略)

(15) 社債の引受け及び社債管理の委託

a・b (略)

c 社債管理会社が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の社債管理会社を記載すること。

d (略)

- e 「委託の条件」の欄には、社債管理者に支払う手数料等を記載すること。
- f 「引受人の氏名又は名称及び住所」、「引受金額及び引受けの条件」、「社債管理者の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。
- (16)～(24) (略)
- (25) 主要な経営指標等の推移
- a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
- (a)～(h) (略)
- (i) 自己資本比率（純資産額合計より会社法第2条第21号に規定する新株予約権及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
- (j) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額合計より会社法第2条第21号に規定する新株予約権及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分を控除した額で除した割合をいう。）
- (k)～(p) (略)
- b 提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
- (a)～(h) (略)
- (i) 1株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の4の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
- (j) 1株当たり配当額（中間配当額（会社法第454条第5項に規定する金銭の分配の金額をいう。以下この号において同じ。）を含む。以下この号において同じ。）
- (k)・(l)
- (m) 自己資本比率（純資産額合計より会社法第2条第21号に規定する新株予約権を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
- (n) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額合計より会社法第2条第21号に規定する新株予約権を控除した額で除した割合をいう。）
- (o)～(u) (略)
- c・d (略)
- (26)～(32-2) (略)
- (33) 経営上の重要な契約等
- a～c (略)
- b 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、連結会社以外の会社への重要な事業の全部若しくは一部の譲渡があつた場合、連結会社以外の会社からの重要な事業の全部若しくは一部の譲受けがあつた場合又はこれらの契約を締結した場合には、その概要について記載すること。
- c 連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な

- e 「委託の条件」の欄には、社債管理会社に支払う手数料等を記載すること。
- f 「引受人の氏名又は名称及び住所」、「引受金額及び引受けの条件」、「社債管理会社の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。
- (16)～(24) (略)
- (25) 主要な経営指標等の推移
- a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
- (a)～(h) (略)
- (i) 自己資本比率（純資産額を総資産額で除した割合をいう。bにおいて同じ。）
- (j) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額で除した割合をいう。bにおいて同じ。）
- (k)～(p) (略)
- b 提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
- (a)～(h) (略)
- (i) 1株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の3の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
- (j) 1株当たり配当額（中間配当額（商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配の金額をいう。以下この号において同じ。）を含む。以下この号において同じ。）
- (k)・(l)
- (m) 自己資本比率
- (n) 自己資本利益率
- (o)～(u) (略)
- c・d (略)
- (26)～(32-2) (略)
- (33) 経営上の重要な契約等
- a (略)
- b 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、連結会社以外の会社への重要な営業の全部若しくは一部の譲渡があつた場合、連結会社以外の会社からの重要な営業の全部若しくは一部の譲受けがあつた場合又はこれらの契約を締結した場合には、その概要について記載すること。
- c 連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）において営業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な

変更又は解約があつた場合には、その内容を記載すること。

d 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、他の会社と株式交換し、若しくは株式交換に係る契約を締結した場合又は株式移転に係る株主総会の決議があつた場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換(株式移転)完全子会社となつた会社(当該株式交換(株式移転設立)完全親会社の連結子会社であつた会社を除く。)の資産・負債の状況等について記載すること。株式交換に係る契約の締結又は株式移転に係る株主総会の決議が近く確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

e (略)

(34) (略)

(34-2) 財政状態及び経営成績の分析

a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容(例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本金の財源及び資金の流動性に係る情報)を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b (略)

(35)～(37) (略)

(38) 株式の総数等

a (略)

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、普通株、優先株、議決権制限株等の種類を記載し、その株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

なお、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式に規定する種類の株式(以下この様式、第三号様式及び第五号様式において「無議決権株式」という。)又は会社法第115条に規定する議決権制限株式(無議決権株式を除く。以下この様式、第三号様式及び第五号様式において「議決権制限株式」という。)であつても、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載すること。

c (略)

d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること

e・f (略)

(38-2) (略)

(39)～(40) (略)

(41) 大株主の状況

a・b (略)

c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。

なお、個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
保管振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のものにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握して

変更又は解約があつた場合には、その内容を記載すること。

d 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、他の会社と株式交換し、若しくは株式交換に係る契約を締結した場合又は株式移転に係る株主総会の決議があつた場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、完全子会社となつた会社(当該完全親会社の連結子会社であつた会社を除く。)の資産・負債の状況等について記載すること。株式交換に係る契約の締結又は株式移転に係る株主総会の決議が近く確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

e (略)

(34) (略)

(34-2) 財政状態及び経営成績の分析

a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容(例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報)を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b (略)

(35)～(37) (略)

(38) 株式の総数等

a (略)

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、普通株、優先株、償還株、議決権制限株等の種類を記載し、その株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

なお、商法第211条ノ2第4項に規定する種類の株式(以下この様式、第三号様式及び第五号様式において「無議決権株式」という。)又は商法第222条第4項に規定する議決権制限株式(無議決権株式を除く。以下この様式、第三号様式及び第五号様式において「議決権制限株式」という。)であつても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載すること。

c (略)

d 現物出資があるときは、その旨を欄外に記載すること。

e・f (略)

(38-2) (略)

(39)～(40) (略)

(41) 大株主の状況

a・b (略)

c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、商法第241条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。

保管振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のものにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異動の内容を注記すること。

いるものがあるときは、当該異動の内容を注記すること。

d～e (略)

(42) 議決権の状況

a・b (略)

c 「議決権制限株式会社(自己株式等)」の欄には、議決権制限株式会社(単元未満株式を除く。d及びeにおいて同じ。)のうち、商法第241条第2項の規定により議決権を有しない株式(この様式、第三号様式及び第五号様式において「自己保有株式」という。)及び同条第3項の規定による議決権を有しない株式(この様式、第三号様式及び第五号様式において「相互保有株式」という。)について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

d～h (略)

(43) (略)

(43-2) 自己株式の取得等の状況

会社法第155条の規定に基づき取得した自己株式についてすべて記載すること。

(44) 前事業年度における自己株式の取得等の状況

当該届出書提出日の属する事業年度の前事業年度における自己株式の取得等の状況を記載すること。

d～e (略)

(42) 議決権の状況

a・b (略)

c 「議決権制限株式会社(自己株式等)」の欄には、議決権制限株式会社(単元未満株式を除く。d及びeにおいて同じ。)のうち、商法第241条第2項の規定により議決権を有しない株式(この様式、第三号様式及び第五号様式において「自己保有株式」という。)及び同条第3項の規定による議決権を有しない株式(この様式、第三号様式及び第五号様式において「相互保有株式」という。)について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

d～h (略)

(43) (略)

(43-2) 自己株式の取得等の状況

当該届出書提出日の直前に召集された定時株主総会(この様式において「直近の定時株主総会」という。)の前定時株主総会(この様式において「前定時株主総会」という。)において商法等改正法附則第3条第1項に規定する決議がなされ、又は前定時株主総会の終結時から直近の定時株主総会の終結時までの期間(この様式及び第三号様式において「前決議期間」という。)において同条第4項、同法附則第24条第1項の規定若しくは商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律第80号)の規定による改正前の土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)第8条の2第1項に規定する定款の定めがある場合には、この様式の「2 自己株式の取得等の状況」の「(1) 定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況」の「① 前決議期間における自己株式の取得等の状況」及び「(2) 資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況」の「① 前決議期間における自己株式の買受け等の状況」の記載に代えて、証券取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成13年内閣府令第76号)第6条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」の「[取締役又は使用人への譲渡及び利益、資本準備金又は再評価差額金による消却に係る自己株式の取得等の状況]」の「(1) 前決議期間における自己株式の取得等の状況」及び「[資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況]」の「(1) 前決議期間における自己株式の買受け等の状況」に準じて記載すること。

(44) 定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況

最近日現在における商法第210条第1項の規定による定時株主総会の決議(この様式、第二号の二様式、第三号様式及び第十七号様式において「自己株式に係る定時総会決議」という。)、同法第211条ノ3第1項の規定による取締役会の決議(同項第2号に掲げる場合を除く。この様式及び第十七号様式において「子会社保有自己株式に係る取締役会決議」という。)、土地の再評価に関する法律(この様式において「土地再評価法」という。)第8条の2第1項に規定する取締役会の決議又は商法第211条ノ3第1項の規定による取締役会の決議(同項第1号に掲げる場合を除く。この様式及び第十七号様式において「定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議」という。)に係る自己株式の取得等の状況について

(45) 株主総会決議による買受けの状況

- a 「株主総会での決議状況」の欄には、前事業年度の株主総会で決議された株式数（この様式において「前授権株式数」という。）及び価額の総額（この様式において「前授権株式総額」という。）を記載すること。なお、当該株主総会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
- b 「残存授権株式の総数及び価額の総額」の欄には、前授権株式数から前事業年度に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（この様式において「残存授権株式数」という。）及び前授権株式総額から前事業年度に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額（この様式において「残存授権株式総額」という。）を記載すること。
- c 「未行使割合」の欄には、残存授権株式数を前授権株式数で除して計算した割合及び残存授権株式総額を前授権株式総額で除して計算した割合を記載すること。
- d 欄外には、会社法第155条各項の該当条項（複数ある場合は該当条項ごとの株式数、価額の総額を記載すること。）、同法第465条に規定する欠損が生じた場合の支払額、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

記載すること。なお、自己株式に係る定時総会決議、子会社保有自己株式に係る取締役会決議、土地再評価法第8条の2第1項に規定する取締役会決議又は定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議が複数の種類の株式について行われた場合には、株式の種類ごとに記載すること。ただし、前定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議がなされてなく、前決議期間において子会社保有自己株式に係る取締役会決議がなされてなく、土地再評価法第8条の2第1項の規定による定款の定めがなく又は定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議がなされていない場合には、「前決議期間における自己株式の取得等の状況」について表を作成せず、該当しない旨のみの記載をすることができる。また、直近の定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議がなされてなく、かつ、直近の定時株主総会の終結時から最近日までの期間（この様式において「当決議期間」という。）において子会社保有自己株式に係る取締役会決議又は定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議がない場合には、「当決議期間における自己株式の取得等の状況」について表を作成せず、該当しない旨のみの記載をすることができる。

(45) 前決議期間における自己株式の取得等の状況

- a 前決議期間における自己株式の取得等の状況について記載すること。
- b 「定時総会決議による買受けの状況」
- (a) 「定時株主総会での決議状況」の欄には、前定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議により決議された株式の総数（この様式において「前授権株式数」という。）及び価額の総額（この様式において「前授権株式総額」という。）を記載すること。なお、当該定時株主総会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
- (b) 「残存授権株式の総数及び価額の総額」の欄には、前授権株式数から前決議期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（この様式において「残存授権株式数」という。）及び前授権株式総額から前決議期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額（この様式において「残存授権株式総額」という。）を記載すること。
- (c) 「未行使割合」の欄には、残存授権株式数を前授権株式数で除して計算した割合及び残存授権株式総額を前授権株式総額で除して計算した割合を記載すること。
なお、株式の総数又は価額の総数の双方又はいずれかについて未行使割合が5割以上である場合には、その理由を欄外に記載すること。
- (d) 欄外には、前授権株式数を前定時株主総会の終結した日現在の発行済株式の総数で除して計算した割合、同法第210条ノ2第2項に規定する賠償責任が生じた場合のその内容、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。
- c 「子会社からの買受けの状況」
- (a) 「取締役会での決議状況」の欄には、前決議期間における子会社保有自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総数（このcにおいて「前決議株式数」という。）及び価額の総額（このcにおいて「前決議株式総額」という。）を記載すること。
なお、当該決議のあつた取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
- (b) 「残存決議株式数及び価額の総額」の欄には、前決議株式数から前決議期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（このcにおいて「残存決議株式数」という。）

- ）及び前決議株式総額から前決議期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額（このcにおいて「残存決議株式総額」という。）を記載すること。
- (c) 「未行使割合」の欄には、残存決議株式数を前決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額を前決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。
なお、株式の総数又は価額の総額の双方又はいずれかについて未行使割合が5割以上である場合には、その理由を欄外に記載すること。
- (d) 「前決議期間における取得自己株式」の欄、「残存決議株式数及び価額の総額」の欄及び「未行使割合」の欄は、その決議内容が異なる自己株式に係る子会社保有自己株式に係る取締役会決議ごとに区分して記載すること。
- d 「再評価差額金による消却のための買受けの状況」
cに準じて記載すること。
- e 「取締役会決議による買受けの状況」
(a) 「取締役会での決議状況」の欄には、前決議期間における定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総数（このeにおいて「前決議株式数」という。）及び価額の総額（このeにおいて「前決議株式総額」という。）を記載すること。なお、当該決議のあつた取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
- (b) 「残存決議株式数及び価額の総額」の欄には、前決議株式数から前決議期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（このeにおいて「残存決議株式数」という。）及び前決議株式総額から前決議期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額（このeにおいて「残存決議株式総額」という。）を記載すること。
- (c) 「未行使割合」の欄には、残存決議株式数を前決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額を前決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。
なお、株式の総数又は価額の総額の双方又はいずれかについて未行使割合が5割以上である場合には、その理由を欄外に記載すること。
- (d) 「前決議期間における取得自己株式」の欄、「残存決議株式数及び価額の総額」の欄及び「未行使割合」の欄は、その決議内容が異なる定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議ごとに区分して記載すること。
- f 「取得自己株式の処理状況」
(a) 「新株発行に関する手続を準用する処分を行つた取得自己株式」の欄には、商法第211条第1項の規定により前決議期間において処分したものの総数及び処分価額の総額を記載すること。
- (b) 「消却の処分を行つた取得自己株式」欄には、商法第212条の規定により前決議期間において消却したものの総数及び消却額を記載すること。
- (c) 「合併、株式交換、会社分割に係る取得自己株式の移転」欄には、商法第356条、同法第374条の19又は同法第409条の2の規定により前決議期間において移転したものの総数及び移転価額を記載すること。
- (d) 「再評価差額金による消却のための取得自己株式」の欄には、土地再評価法第8条の2第1項に規定する取締役会の決議に係る再評価差額金による消却のための取得自己株式について、前決議期間において消却したものの総数及び消却額を記載すること。

(46) 取締役会決議による買受けの状況

- a 「取締役会での決議状況」の欄には、前事業年度の取締役会で決議された株式数（この様式において「前決議株式数」という。）及び価額の総額（この様式において「前決議株式総額」という。）を記載すること。なお、当該取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
- b 「残存決議株式の総数及び価額の総額」の欄には、前決議株式数から前事業年度に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（この様式において「残存決議株式数」という。）及び前決議株式総額から前事業年度に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額（この様式において「残存決議株式総額」という。）を記載すること。
- c 「未行使割合」の欄には、残存決議株式数を前決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額を前決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。
- d 欄外には、会社法第155条各項の該当条項（複数ある場合は該当条項ごとの株式数、価額の総額を記載すること。）、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

g 「自己株式の保有状況」

- (a) 「保有自己株式数」欄には、前決議期間末日現在において保有している定時総会決議による買受け、子会社からの買受け又は定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議による買受けに係る自己株式の総数を記載すること。
- (b) 「再評価差額金による消却のための所有自己株式数」欄には、前決議期間末日現在において所有している再評価差額金による消却のための取得自己株式数を記載すること。

(46) 当決議期間における自己株式の取得等の状況

- a 当決議期間における自己株式の取得等の状況について記載すること。
- b 「定時総会決議による買受けの状況」
- (a) 「定時株主総会での決議状況」の欄には、直近の定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議により決議された株式の総数（この様式において「当授権株式数」という。）及び価額の総額を記載すること。なお、当該定時株主総会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
- (b) 「当決議期間における取得自己株式」の欄には、直近の定時株主総会における自己株式に係る定時総会決議に基づき当決議期間に取得された自己株式の総数及び価額の総額を記載すること。
- (c) 「自己株式取得の進捗状況」の欄には、「当決議期間における取得自己株式」の欄の株式数及び価額の総額を「定時株主総会での決議状況」の欄の「株式数」及び「価額の総額」で除して計算した割合を記載すること。
- (d) 欄外には、当授権株式数を直近の定時株主総会の終結した日現在の発行済株式の総数で除して計算した割合、公開買付けにより自己株式を取得している場合のその概要等を記載すること。
- c 「子会社からの買受けの状況」
- (a) 「取締役会での決議状況」の欄には、当決議期間における子会社保有自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総数及び価額の総額を記載すること。なお、当該決議のあつた取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
- (b) 「当決議期間における取得自己株式」の欄には、当決議期間における子会社保有自己株式に係る取締役会決議に基づき当決議期間に取得された自己株式の総数及び価額の総額を記載すること。
- (c) 「自己株式取得の進捗状況」の欄には、「当決議期間における取得自己株式」の欄の「株式数」及び「価額の総額」を「取締役会での決議状況」の欄の「株式数」及び「価額の総額」で除して計算した割合を記載すること。
- (d) 「当決議期間における取得自己株式」の欄及び「自己株式取得の進捗状況」の欄は、その決議内容が異なる子会社保有自己株式に係る取締役会決議ごとに区分して記載すること。
- d 「取締役会決議による買受けの状況」
- (a) 「取締役会での決議状況」の欄には、当決議期間における定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総数及び価額の総額を記載すること。

(47) 取得自己株式の処理状況

取得自己株式の処理状況について、区分（消却、組織再編等）、株式数、処分価額の総額を記載すること。

(48) 自己株式の保有状況

前事業年度末日現在の保有自己株式数について記載すること。

なお、当該決議のあつた取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

(b) 「当決議期間における取得自己株式」の欄には、当決議期間における定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議に基づき当決議期間に取得された自己株式の総数及び価額の総額を記載すること。

(c) 「自己株式取得の進捗状況」の欄には、「当決議期間における取得自己株式」の欄の「株式数」及び「価額の総額」を「取締役会での決議状況」の欄の「株式数」及び「価額の総額」で除して計算した割合を記載すること。

(d) 「当決議期間における取得自己株式」の欄及び「自己株式取得の進捗状況」の欄は、その決議内容が異なる定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議ごとに区分して記載すること。

e 「取得自己株式の処理状況」

当決議期間における取得自己株式の処理状況について(45)のeに準じて記載すること。

f 「自己株式の保有状況」

当決議期間末日現在における自己株式の保有状況について(45)のfに準じて記載すること。

(47) 資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受けの状況

a 最近日現在における商法第213条第1項の規定による株式の消却のための自己株券等（法第24条の6第1項に規定する自己株券等をいう。以下この様式、第二号の二様式及び第十八号様式において同じ。）の買付け等（同条第2項に規定する買付け等をいう。以下この様式第二号の二様式及び第十八号様式において同じ。）又は償還株式（同項に規定する償還株式をいう。以下この様式、第二号の二様式、第三号様式及び第十八号様式において同じ。）の消却のための自己株券等の買付け等の状況について記載すること。

b 前決議期間において商法第213条第1項の規定による資本減少の規定に従う自己株式の消却に係る株主総会の特別決議（以下この様式、第二号の二様式、第三号様式及び第十八号様式において「資本減少に係る特別決議」という。）又は同項の規定による定款の規定に基づく自己株式の消却（以下この様式、第二号の二様式、第三号様式及び第十八号様式において「定款による自己株式の消却」という。）に係る定款の定め若しくは償還株式の消却に係る定款の定めがない場合には、「前決議期間における自己株式の取得等の状況」について表を作成せず、該当しない旨のみの記載をすることができる。また、当決議期間において資本減少に係る特別決議又は定款による自己株式の消却に係る定款の定め若しくは償還株式の消却に係る定款の定めがない場合には、「当決議期間における自己株式の取得等の状況」について表を作成せず、該当しない旨のみの記載をすることができる。なお、「前決議期間における自己株式の買付け等の状況」及び「当決議期間における自己株式の買付け等の状況」について該当する事項がない場合には、「[資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況]」の項の記載を省略することができる。

(48) 前決議期間における自己株式の買受け等の状況

a 前決議期間における資本減少に係る特別決議による自己株券等の買付け等、定款による自己株式の消却のための自己株券等の買付け等又は償還株式の消却のための自己株券等の買付

け等の状況について記載すること。

b 「資本減少のための買受け等の状況」

(a) 「株主総会での特別決議の状況」の欄には、資本減少に係る特別決議により決議された株式の総数（この号において「前特別決議株式数」という。）及び価額の総額（この号において「前特別決議株式総額」という。）を記載すること。なお、当該資本減少に係る特別決議を行った株主総会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

(b) 「残存株式等の総数及び価額の総額」の欄には、前特別決議株式数から前決議期間に取得した当該特別決議に係る自己株式の総数を減じた数（この号において「残存特別決議株式数」という。）及び前特別決議株式総額から前決議期間に取得した当該特別決議に係る自己株式の価額の総数を減じた額（この号において「残存特別決議株式総額」という。）を記載すること。

(c) 「未行使割合」の欄には、残存特別決議株式数を前特別決議株式数で除して計算した割合及び残存特別決議株式総額を前特別決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。

(d) 欄外には、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

c 「定款の定めによる利益による消却のための買受け等の状況」

(a) 「定款の定めの内容」の欄を除き、b(b)、(c)及び(d)に準じて記載すること。

(b) 「定款の定めの内容」の欄には、定款による自己株式の消去に係る当該定款に定められている株式の総数及び価額の総額（定款に定められていない場合はその旨）を記載すること。なお、当該定款において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項が定められている場合は、その内容を欄外に記載すること。

d 「償還株式の消却のための買受け等の状況」

cに準じて記載すること。

e 「取得自己株式の処理状況」

(a) 「資本減少のための取得自己株式」の欄には、資本減少に係る特別決議に係る前決議期間における取得自己株式について、前決議期間に消却したものの総数及び消却額を記載すること。

(b) 「定款の定めによる利益による消却のための取得自己株式」の欄には、定款による自己株式の消却のための前決議期間における取得自己株式について、前決議期間に消却したものの総数及び消却額を記載すること。

(c) 「償還株式の消却のための取得自己株式」の欄には、償還株式の消却のための前決議期間における取得自己株式について、前決議期間に消却したものの総数及び消却額を記載すること。

f 「自己株式の所有状況」

「自己株式の所有状況」欄には、前決議期間末日現在において所有している資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却のための自己株式の総数を記載すること。

(49) 当事業年度における自己株式の取得等の状況

当該届出書提出日の属する事業年度における自己株式の取得等の状況を記載すること。

(49) 当決議期間における自己株式の買受け等の状況

当決議期間における資本減少に係る特別決議による自己株券等の買付け等、定款による自己株式の消却のための自己株券等の買付け等又は償還株式の消却のための自己株券等の買付

(49-2) 株主総会決議による買受けの状況

- a 「株主総会での決議状況」の欄には、当事業年度の株主総会で決議された株式数及び価額の総額を記載すること。なお、当該株主総会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
- b 「自己株式取得の進捗状況」の欄には、「当事業年度における取得自己株式」の欄の「株式数」及び「価額の総額」を「株主総会での決議状況」の欄の「株式数」及び「価額の総額」で除して計算した割合を記載すること。
- c 欄外には、会社法第155条各項の該当条項（複数ある場合は該当条項ごとの株式数、価額の総額を記載すること。）、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

(49-3) 取締役会決議による買受けの状況

- a 「取締役会での決議状況」の欄には、当事業年度の実績として決議された株式数及び価額の総額を記載すること。なお、当該取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
- b 「自己株式取得の進捗状況」の欄には、「当事業年度における取得自己株式」の欄の「株式数」及び「価額の総額」を「取締役会での決議状況」の欄の「株式数」及び「価額の総額」で除して計算した割合を記載すること。
- c 欄外には、会社法第155条各項の該当条項（複数ある場合は該当条項ごとの株式数、価額の総額を記載すること。）、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

(49-4) 取得自己株式の処理状況

取得自己株式の処理状況について、区分（消却、組織再編等）、株式数、処分価額の総額を記載すること。

(49-5) 自己株式の保有状況

事業年度末日現在の保有自己株式について記載すること。

(50) 配当政策

- a (略)
- b 最近事業年度に会社法第454条第5項に規定する金銭の分配（以下「中間配当」という。）をしたときは、当該中間配当についての取締役会の決議年月日を注記すること。ただし、cにより注記した場合は記載を要しない。
- c (略)

(51)～(52) (略)

(52-2) コーポレート・ガバナンスの状況

- a～e (略)

け等の状況について(48)に準じて記載すること。

(50) 配当政策

- a (略)
- b 最近事業年度に商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配（以下「中間配当」という。）をしたときは、当該中間配当についての取締役会の決議年月日を注記すること。ただし、cにより注記した場合は記載を要しない。
- c (略)

(51)～(52) (略)

(52-2) コーポレート・ガバナンスの状況

- a～e (略)

(53) (略)

(54) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(55)のaただし書、(56)のaただし書、(57)ただし書及び(58)ただし書により、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げる場合には、(55)のa、(56)のa、(57)又は(58)により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

また、連結注記表を作成している場合は、連結注記表を記載すること。

b・c (略)

(55)・(56) (略)

(削る)

(57) 連結株主資本等変動計算書

最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げること。

ただし、(55)のaただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書を併せて掲げること。

(58)～(60) (略)

(61) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下この号において 同 じ。）については、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(62)のaただし書、(63)のaただし書、(64)ただし書及び(65)ただし書により、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(62)のa、(63)のa、(64)のa及び(65)のaにより掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

また、注記表を作成している場合は、注記表を記載すること。

b～d (略)

e 株式交換又は株式移転による株式交換（株式移転設立）完全親会社として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換（株式移転）完全子会社となつた会社（当該株式交換（株式移転設立）完全親会社の連結子会社であつた会社を

(53) (略)

(54) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(55)のaただし書、(56)のaただし書、(57)ただし書及び(58)ただし書により、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げる場合には、(55)のa、(56)のa、(57)又は(58)により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b・c (略)

(55)・(56) (略)

(57) 連結剰余金計算書

最近2連結会計年度の連結剰余金計算書を掲げること。

ただし、(55)のaただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結剰余金計算書を併せて掲げること。

なお、(56)のaに規定する連結損益及び剰余金結合計算書又は(56)のaただし書に規定する中間連結損益及び剰余金結合計算書を掲げている場合には、連結剰余金計算書又は中間連結剰余金計算書の記載を要しない。

(新設)

(58)～(60) (略)

(61) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益処分計算書（又は損失処理計算書）（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下この号において同 じ。）については、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(62)のaただし書、(63)のaただし書及び(64)のaただし書により、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(62)のa、(63)のa及び(64)のaにより掲げた貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b～d (略)

e 株式交換又は株式移転による完全親会社として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による完全子会社となつた会社（当該完全親会社の連結子会社であつた会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場

除く。)の最近2事業年度に係る財務諸表(連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表)を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、株式交換(株式移転)完全子会社となつた会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で 資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行つた会社の最近2事業年度に係る財務諸表を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること(当該会社の分割を行つた会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。)

ただし、当該会社の分割を行つた会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(62)～(63) (略)

(64) 株主資本等変動計算書

最近2事業年度の損益計算書を掲げて比較すること。

ただし、(62)のaただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書を併せて掲げること。

(65) (略)

(削る)

(66)～(68) (略)

(69) 提出会社の株式事務の概要

a (略)

b 株主総会に出席する権利を有する株主を確定するため又は配当を受ける優先出資者を確定するための基準日を設けている場合には、当該基準日を「基準日」の欄に記載すること

c 定款に中間配当をすることができる旨が定められている場合には、会社法第454条第5項に規定する時を「中間配当基準日」の欄に記載すること。

(削除)

d 定款の規定をもつて株主に株式の割当てを受ける権利を与えている場合、株式の譲渡制限を行つている場合、その他株式事務に関し投資者に示すことが特に必要であると思われるものがある場合には、別に欄を設けて記載しても差支えない。

e 6箇月を1事業年度とする会社にあつては、「決算期」、「株主総会」及び「基準日」の各欄は、2事業年度分について記載すること。

f (略)

(70)～(75) (略)

(76) 最近の財務諸表

合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表)を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、完全子会社となつた会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

f 会社の分割により営業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行つた会社の最近2事業年度に係る財務諸表を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること(当該会社の分割を行つた会社の当該営業が当該会社の営業に比して重要性の乏しい場合を除く。)

ただし、当該会社の分割を行つた会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(62)～(63) (略)

(新設)

(64) (略)

(65) 利益処分計算書(又は損失処理計算書)

最近2事業年度の利益処分計算書(又は損失処理計算書)を掲げること。

なお、相互会社にあつては、「利益処分計算書」を「剰余金処分計算書」に読み替えて記載すること。

(66)～(68) (略)

(69) 提出会社の株式事務の概要

a 株式事務の概要は、届出書提出日現在で記載すること。

b 定時株主総会に出席する権利を有する株主を確定するため又は配当を受ける優先出資者を確定するための基準日を設けている場合には、当該基準日を「基準日」の欄に記載すること

c 定款に中間配当をすることができる旨が定められている場合には、商法第293条ノ5第1項に規定する一定の日を「中間配当基準日」の欄に記載すること。

d 商法第220条ノ2第1項に規定する端株原簿を作成している場合にはその旨、同法第220条ノ3第2項の規定により与えられていない権利がある場合にはその旨を注記すること

e 定款の規定をもつて株主に新株引受権を与えている場合、株式の譲渡制限を行つている場合、その他株式事務に関し投資者に示すことが特に必要であると思われるものがある場合には、別に欄を設けて記載しても差支えない。

f 6箇月を1事業年度とする会社にあつては、「決算期」、「定時株主総会」及び「基準日」の各欄は、2事業年度分について記載すること。

g 相互会社にあつては、記載を要しない。

(70)～(75) (略)

(76) 最近の財務諸表

最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、第二部に掲げたもの以外のものを第二部の記載に準じて掲げること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

また、注記表を作成している場合は、注記表を記載すること。

(77)・(78) (略)

最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、キャッシュ・フロー計算書及び利益処分計算書（又は損失処理計算書）のうち、第二部に掲げたもの以外のものを第二部の記載に準じて掲げること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(77)・(78) (略)

改 正 案	現 行																																																						
<p>第二号の二様式</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1 (略) 2【株式募集の方法及び条件】 (1) (略) (2)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">発行価格(円)</th> <th style="width: 16.6%;">資本組入額(円)</th> <th style="width: 16.6%;">申込株数 単位</th> <th style="width: 16.6%;">申込期間</th> <th style="width: 16.6%;">申込証拠金(円)</th> <th style="width: 16.6%;">払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】 (1)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">発行数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込手数料</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込単位</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込期間</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日							発行数		発行価額の総額		発行価格		申込手数料		申込単位		申込期間		<p>第二号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1 (略) 2【株式募集の方法及び条件】 (1) (略) (2)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">発行価格(円)</th> <th style="width: 16.6%;">資本組入額(円)</th> <th style="width: 16.6%;">申込株数 単位</th> <th style="width: 16.6%;">申込期間</th> <th style="width: 16.6%;">申込証拠金(円)</th> <th style="width: 16.6%;">払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="6">新株引受権証券に関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】 (1)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">発行数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込手数料</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込単位</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込期間</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日							新株引受権証券に関する事項						発行数		発行価額の総額		発行価格		申込手数料		申込単位		申込期間	
発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日																																																		
発行数																																																							
発行価額の総額																																																							
発行価格																																																							
申込手数料																																																							
申込単位																																																							
申込期間																																																							
発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日																																																		
新株引受権証券に関する事項																																																							
発行数																																																							
発行価額の総額																																																							
発行価格																																																							
申込手数料																																																							
申込単位																																																							
申込期間																																																							

申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
割当日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

(3) (略)

申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	

5【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	

担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び	

担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条	

消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

6 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) (略)

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住 所	委託の条件

7～10 (略)

第2・第3 (略)

第二部～第四部 (略)

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

1・2 (略)

3 【株主資本等変動計算書】

4 【キャッシュフロー計算書】

(削る)

(記載上の注意)

(略)

(1) 追完情報

a～f (略)

g 届出書提出日の直近の株主総会において自己株式に係る株主総会決議があつた場合には、

件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

6 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) (略)

(2) 【社債管理の委託】

社債管理会社の名称	住 所	委託の条件

7～10 (略)

第2・第3 (略)

第二部～第四部 (略)

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

1・2 (略)

(新設)

3 【キャッシュフロー計算書】

4 【利益処分計算書(又は損失処理計算書)】

(記載上の注意)

(略)

(1) 追完情報

a～f (略)

g 届出書提出日の直近の定時株主総会において自己株式に係る定時総会決議があつた場合に

(2)のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日の間における当該自己株式の取得状況等について、法第24条の6第1項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載すること。

(削る)

(2)～(3) (略)

は、(2)のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日の間における当該自己株式の取得状況等について、法第24条の6第1項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載すること。

h (2)のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日の間において資本減少に係る特別決議による自己株券等の買付け等、定款による自己株式の消去のための自己株券の買付け等又は償還株式の消去のための自己株券等の買付け等を行った場合には、当該自己株式の取得状況等について、法第24条の6第2項の規定による自己株券買付状況報告書の記載事項に準じて記載すること。

(2)～(3) (略)

改 正 案	現 行																																																						
<p>第二号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1 (略) 2【株式募集の方法及び条件】 (1) (略) (2)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">発行価格(円)</th> <th style="width: 16.6%;">資本組入額 (円)</th> <th style="width: 16.6%;">申込株数 単位</th> <th style="width: 16.6%;">申込期間</th> <th style="width: 16.6%;">申込証拠 金(円)</th> <th style="width: 16.6%;">払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】 (1)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">発行数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込手数料</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込単位</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込期間</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日							発行数		発行価額の総額		発行価格		申込手数料		申込単位		申込期間		<p>第二号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1 (略) 2【株式募集の方法及び条件】 (1) (略) (2)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">発行価格(円)</th> <th style="width: 16.6%;">資本組入額 (円)</th> <th style="width: 16.6%;">申込株数 単位</th> <th style="width: 16.6%;">申込期間</th> <th style="width: 16.6%;">申込証拠 金(円)</th> <th style="width: 16.6%;">払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="6">新株引受権証券に 関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】 (1)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">発行数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込手数料</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込単位</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込期間</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日							新株引受権証券に 関する事項						発行数		発行価額の総額		発行価格		申込手数料		申込単位		申込期間	
発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日																																																		
発行数																																																							
発行価額の総額																																																							
発行価格																																																							
申込手数料																																																							
申込単位																																																							
申込期間																																																							
発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日																																																		
新株引受権証券に 関する事項																																																							
発行数																																																							
発行価額の総額																																																							
発行価格																																																							
申込手数料																																																							
申込単位																																																							
申込期間																																																							

申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
割当日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

(3) (略)

申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替期間・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	

5【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替期間・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	

担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び	

担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条	

消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

6 【社債の引受け及び社債管理の委託】 (15)

(1) (略)

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住 所	委託の条件

7～10 (略)

第2・第3 (略)

第二部・第三部 (略)

第四部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

1・2 (略)

3 【株主資本等変動計算書】

4 【キャッシュ・フロー計算書】

(削る)

(記載上の注意)

(略)

件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

6 【社債の引受け及び社債管理の委託】 (15)

(1) (略)

(2) 【社債管理の委託】

社債管理会社の名称	住 所	委託の条件

7～10 (略)

第2・第3 (略)

第二部・第三部 (略)

第四部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

1・2 (略)

(新設)

3 【キャッシュ・フロー計算書】

4 【利益処分計算書(又は損失処理計算書)】

(記載上の注意)

(略)

企業区違等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案				現 行																																																												
<p>第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1) (略) (2)【新株予約権等の状況】</p>				<p>第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1) (略) (2)【新株予約権等の状況】</p>																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>新株予約権の目的となる株式の種類</th> <th>最近事業年度末現在 (年 月 日)</th> <th>提出日の前月末現在 (年 月 日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使期間</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使の条件</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>代用払込みに関する事項</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)	新株予約権の数			新株予約権の目的となる株式の種類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額			新株予約権の行使の条件			新株予約権の譲渡に関する事項			代用払込みに関する事項						<table border="1"> <thead> <tr> <th>新株予約権の目的となる株式の種類</th> <th>最近事業年度末現在 (年 月 日)</th> <th>提出日の前月末現在 (年 月 日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使期間</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使の条件</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)	新株予約権の数			新株予約権の目的となる株式の種類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額			新株予約権の行使の条件			新株予約権の譲渡に関する事項					
新株予約権の目的となる株式の種類	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)																																																														
新株予約権の数																																																																
新株予約権の目的となる株式の種類																																																																
新株予約権の目的となる株式の数																																																																
新株予約権の行使時の払込金額																																																																
新株予約権の行使期間																																																																
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																																
新株予約権の行使の条件																																																																
新株予約権の譲渡に関する事項																																																																
代用払込みに関する事項																																																																
新株予約権の目的となる株式の種類	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)																																																														
新株予約権の数																																																																
新株予約権の目的となる株式の種類																																																																
新株予約権の目的となる株式の数																																																																
新株予約権の行使時の払込金額																																																																
新株予約権の行使期間																																																																
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																																
新株予約権の行使の条件																																																																
新株予約権の譲渡に関する事項																																																																

(3)～(5) (略)

(6) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【前事業年度における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】

① 【株主総会決議による買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会での決議状況 (年 月 日決議)		
前事業年度における取得自己株式		
残存授權株式の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

(3)～(5) (略)

(6) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

① 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】

イ 【定時総会決議による買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定時株主総会での決議状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存授權株式の総数及び価額の総額		

②【取締役会決議による買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
前事業年度における取得自己株式		
残存授権株式の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

③【取得自己株式の処理状況】

年 月 日 現在

区 分	株 式 数 (株)	処分価額の総額(円)

④【自己株式の保有状況】

(2)【当事業年度における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】

①【総会総会決議による買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会決議での決議状況 (年 月 日決議)		
当事業年度における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

②【取締役会決議による買受けの状況】

未行使割合(%)

ロ【子会社からの買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存決議株式数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ハ【再評価差額金による消却のための買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存決議株式数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ニ【取締役会決議による買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
当事業年度における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

③【取得自己株式の処理状況】

年 月 日 現在

区 分	株 式 数 (株)	処分価額の総額(円)

④【自己株式の保有状況】

残存決議株式数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ホ【取得自己株式の処理状況】

年 月 日 現在

区 分	処分・消却又は移転 株式数(株)	処分価額の総額 (円)
新株発行に関する手続きを準用する処分を行った取得自己株式		
消却の処分を行った取得自己株式		
合併、株式交換、会社分割に係る取得自己株式の移転		
再評価差額金による消却を行った取得自己株式		

〜【自己株式の保有状況】

年 月 日 現在

区 分	株 式 数 (株)
保有自己株式数	
再評価差額金による消却のための 所有自己株式数	

②【当決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】

イ【定時総会決議による買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定時株主総会での決議状況 (年 月 日決議)		

当決議期間における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

ロ【子会社からの買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
当決議期間における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

ハ【取締役会決議による買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
当決議期間における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

ニ【取得自己株式の処理状況】

年 月 日 現在

区 分	処分・消却又は移転 株式数(株)	処分価額の総額 (円)
新株発行に関する手続きを準用する 処分を行った取得自己株式		
消却の処分を行った取得自己株式		

合併、株式交換、会社分割に係る取得自己株式の移転		
--------------------------	--	--

ホ【自己株式の保有状況】

年 月 日 現在

区 分	株 式 数 (株)
保有自己株式数	

(2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】

イ【資本減少のための買受け等の状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定時株主総会での決議状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存株式等の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ロ【定款の定めによる利益による消却のための買受け等の状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定款の定めの内容		
前決議期間における取得自己株式		
残存株式等の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ハ【償還株式の消却のための買受け等の状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定款の定めの内容 (年 月 日定款変更決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存株式等の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ニ【取得自己株式の処理状況】

年 月 日 現在

区 分	消却株式数(株)	処分価額の総額(円)
資本減少のための取得自己株式		
定款の定めによる利益による消却のための取得自己株式		
償還株式の消却のための取得自己株式		

ホ【自己株式の所有状況】

年 月 日 現在

区 分	株 式 数 (株)
資本減少のための所有自己株式	
定款の定めによる利益による消却のための所有自己株式	
償還株式の消却のための所有自己株式	

②【当決議期間における自己株式の買受け等の状況】

【株式の種類】

イ【資本減少のための買受け等の状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会の特別決議の状況 (年 月 日決議)		
当決議期間における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

ロ【定款の定めによる利益による消却のための買受け等の状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定款の定めの内容		
当決議期間における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

ハ【償還株式の消却のための買受け等の状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定款の定めの内容 (年 月 日定款変更決議)		
当決議期間における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

ニ【取得自己株式の処理状況】

年 月 日 現在

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①・② (略)

③【連結株主資本等変動計算書】

④・⑤ (略)

(2) (略)

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①・② (略)

区 分	消却株式数(株)	処分価額の総額(円)
資本減少のための取得自己株式		
定款の定めによる利益による消却のための取得自己株式数		
償還株式の消却のための取得自己株式		

ホ【自己株式の所有状況】

年 月 日 現在

区 分	株 式 数 (株)
資本減少のための所有自己株式数	
定款の定めによる利益による消却のための所有自己株式数	
償還株式の消却のための所有自己株式数	
計	

3～6 (略)

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①・② (略)

③【連結剰余金計算書】

④・⑤ (略)

(2) (略)

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①・② (略)

- ③ 【株主資本等変動計算書】
 ④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(削る)

- ⑤ (略)

(2)・(3) (略)

第6 【提出会社の株式事務の概要】

決算期	月 日
株主総会	月
基準日	月 日
株券の種類	
中間配当基準日	
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第7 (略)
 第三部 【特別情報】

- (新設)
 ③ 【キャッシュ・フロー計算書】
 ④ 【利益処分計算書(又は損失処理計算書)】

⑤ (略)

(2)・(3) (略)

第6 【提出会社の株式事務の概要】

決算期	月 日
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
中間配当基準日	
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
公告掲載新聞名	
株主に対する特典	

第7 (略)
 第三部 【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1・2 (略)

3【株主資本等変動計算書】

4【キャッシュ・フロー計算書】

(削る)

第四部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1) (略)

(2) 募集の方法

a 「発行価額の総額」の欄及び「資本組入額の総額」の欄は、取締役会決議又は主務大臣の認可により決定した発行価格及び資本金に組み入れる額に基づいて算出した額を記載し、その旨を注記すること。

b (略)

(3) 入札による募集

a (略)

b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。

c (略)

(4) 入札によらない募集

a (略)

b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。

c～e (略)

(5) ブックビルディング方式

a (略)

b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。

c・d (略)

(6)～(12) (略)

(13) 第三者割当等の概況

a (略)

b 取得者の概況

(a) (略)

(b) 「取得者の氏名又は名称等」の欄には、取得者が法人の場合には代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容を、個人の場合には職業を記載すること。

(c)・(d) (略)

c 取得者の株式等の移動状況

(a) (略)

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1・2 (略)

(新設)

3【キャッシュ・フロー計算書】

4【利益処分計算書(又は損失処理計算書)】

第四部 (略)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) (略)

(2) 募集の方法

a 「発行価額の総額」の欄及び「資本組入額の総額」の欄は、取締役会決議又は主務大臣の認可により決定した発行価格及び資本に組み入れる額に基づいて算出した額を記載し、その旨を注記すること。

b (略)

(3) 入札による募集

a (略)

b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本に組み入れる金額を記載すること。

c (略)

(4) 入札によらない募集

a (略)

b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本に組み入れる金額を記載すること。

c～e (略)

(5) ブックビルディング方式

a (略)

b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本に組み入れる金額を記載すること。

c・d (略)

(6)～(12) (略)

(13) 第三者割当等の概況

a (略)

b 取得者の概況

(a) (略)

(b) 「取得者の氏名又は名称等」の欄には、取得者が法人の場合には代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容を、個人の場合には職業を記載すること。

(c)・(d) (略)

c 取得者の株式等の移動状況

(a) (略)

(b) 最近事業年度の末日の1年前の日前に発行された新株予約権又は新株予約権付社債について、最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間に当該新株引受権の行使により取得した株式の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合には、(12)に準じて記載すること。

(c) (略)

(14) 株主の状況

a (略)

b 所有株式数(他人(仮設人名義を含む。)名義のもの及び新株予約権の行使その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含む。)の多い順に50名程度について記載し、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。ただし、所有株式数が1,000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載しても差し支えない。

c 個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。

d～g (略)

(b) 最近事業年度の末日の1年前の日前に発行された新株予約権又は新株予約権付社債について、最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間に当該新株引受権の行使により取得した株式の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合には、(12)に準じて記載すること。

(c) (略)

(14) 株主の状況

a 届出書提出日現在の株主の状況について記載すること。

b 所有株式数(他人(仮設人名義を含む。)名義のもの及び新株予約権の行使その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含む。)の多い順に50名程度について記載し、商法第241条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。ただし、所有株式数が1,000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載しても差し支えない。

c 個人株主(上位10名までの株主に含まれる個人株主を除く。)の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。

d～g (略)

企業に送附の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行																																																												
<p>第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1 (略) 2【株式募集の方法及び条件】 (1) (略) (2)【募集の条件】(10)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発行価格(円)</th> <th style="width: 15%;">資本組入額 (円)</th> <th style="width: 15%;">申込株数 単位</th> <th style="width: 15%;">申込期間</th> <th style="width: 15%;">申込証拠 金(円)</th> <th style="width: 15%;">払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"><u>新株引受権証券に 関する事項</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】(12) (1)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>発行数</td><td> </td></tr> <tr><td>発行価額の総額</td><td> </td></tr> <tr><td>発行価格</td><td> </td></tr> <tr><td>申込手数料</td><td> </td></tr> <tr><td>申込単位</td><td> </td></tr> <tr><td>申込期間</td><td> </td></tr> </tbody> </table>	発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日							<u>新株引受権証券に 関する事項</u>						発行数		発行価額の総額		発行価格		申込手数料		申込単位		申込期間		<p>第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1 (略) 2【株式募集の方法及び条件】 (1) (略) (2)【募集の条件】(10)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">発行価格(円)</th> <th style="width: 15%;">資本組入額 (円)</th> <th style="width: 15%;">申込株数 単位</th> <th style="width: 15%;">申込期間</th> <th style="width: 15%;">申込証拠 金(円)</th> <th style="width: 15%;">払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"><u>新株引受権証券に 関する事項</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】(12) (1)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>発行数</td><td> </td></tr> <tr><td>発行価額の総額</td><td> </td></tr> <tr><td>発行価格</td><td> </td></tr> <tr><td>申込手数料</td><td> </td></tr> <tr><td>申込単位</td><td> </td></tr> <tr><td>申込期間</td><td> </td></tr> </tbody> </table>	発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日							<u>新株引受権証券に 関する事項</u>						発行数		発行価額の総額		発行価格		申込手数料		申込単位		申込期間	
発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日																																																								
<u>新株引受権証券に 関する事項</u>																																																													
発行数																																																													
発行価額の総額																																																													
発行価格																																																													
申込手数料																																																													
申込単位																																																													
申込期間																																																													
発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日																																																								
<u>新株引受権証券に 関する事項</u>																																																													
発行数																																																													
発行価額の総額																																																													
発行価格																																																													
申込手数料																																																													
申込単位																																																													
申込期間																																																													

申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

(3) (略)

申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

(3) (略)

5【新規発行社債(短期社債を除く。)】(13)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	

5【新規発行社債(短期社債を除く。)】(13)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	

担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (14)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び	

担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (14)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条	

消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

6 【社債の引受け及び社債管理の委託】 (15)

(1) (略)

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住 所	委託の条件

7～11 (略)

第2・第3 (略)

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1～3 (略)

4 【株式等の状況】 (28)

(1) (略)

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権の目的となる株式の種類	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		

件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

6 【社債の引受け及び社債管理の委託】 (15)

(1) (略)

(2) 【社債管理の委託】

社債管理会社の名称	住 所	委託の条件

7～11 (略)

第2・第3 (略)

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1～3 (略)

4 【株式等の状況】 (28)

(1) (略)

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権の目的となる株式の種類	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		

新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		

(3)～(6) (略)

(7) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

5～9 (略)

新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		

(3)～(6) (略)

(7) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

5～9 (略)

第2・第3 (略)

第4【経理の状況】(41)

1【財務諸表】(42)

(1)・(2) (略)

(3)【株主資本等変動計算書】

(4)【キャッシュ・フロー計算書】

(削る)

(5) (略)

2・3 (略)

第6【提出会社の株式事務の概要】(45)

決算期	月 日
株主総会	月
基準日	月 日
株券の種類	
中間配当基準日	
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	

第2・第3 (略)

第4【経理の状況】(41)

1【財務諸表】(42)

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)【キャッシュ・フロー計算書】

(4)【利益処分計算書(又は損失処理計算書)】

(5) (略)

2・3 (略)

第6【提出会社の株式事務の概要】(45)

決算期	月 日
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
中間配当基準日	
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
公告掲載新聞名	

株主に対する特典

第7 (略)

第三部・第四部 (略)

第五部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】(49)

1・2 (略)

3【株主資本等変動計算書】

4【キャッシュ・フロー計算書】

(削る)

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

1・2 (略)

3【株主資本等変動計算書】

4【キャッシュ・フロー計算書】

(削る)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～e (略)

f この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

(2)～(7) (略)

(8) 新規発行株式

a・b (略)

c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の許可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、議決権制限株等の数種の株式を発行する場合には、その株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

d (略)

(9) 募集の方法

a (略)

b 一部払込発行の場合は、払込金額又はその算定方法を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。

c (略)

株主に対する特典

第7 (略)

第三部・第四部 (略)

第五部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】(49)

1・2 (略)

(新設)

3【キャッシュ・フロー計算書】

4【利益処分計算書(又は損失処理計算書)】

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

1・2 (略)

(新設)

3【キャッシュ・フロー計算書】

4【利益処分計算書(又は損失処理計算書)】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～e (略)

f この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、商法特例法第21条の7第3項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

(2)～(7) (略)

a・b (略)

c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の許可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、償還株、議決権制限株等の数種の株式を発行する場合には、その株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

d (略)

(9) 募集の方法

a (略)

b 一部払込発行の場合には、払込金額の総額を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。

c (略)

- d 金額以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- (10) 募集の条件
- a・b (略)
- (削除)
- c 欄外には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の株式の割当てを受ける権利の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。
- d・e (略)
- (11)～(14) (略)
- (15) 社債の引受け及び社債管理の委託
- a・b (略)
- c 社債管理者が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の社債管理者を記載すること。
- d (略)
- e 「委託の条件」の欄には、社債管理者に支払う手数料等を記載すること。
- f 「引受人の氏名又は名称及び住所」、「引受金額及び引受けの条件」、「社債管理者の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- (16)～(24) (略)
- (25) 主要な経営指標等の推移
- a 最近5会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
- (a)～(g) (略)
- (h) 1株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の4の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
- (i) 1株当たり配当金（中間配当額（会社法第454条第5項に規定する金銭の分配の金額をいう。以下この号において同じ。）を含む。以下この号において同じ。）
- (j)・(k) (略)
- (l) 自己資本比率（純資産合計より会社法第2条第21号に規定する新株予約権を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
- (m) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額より会社法第2条第21号に規定する新株予約権を控除した額で除した割合をいう。）
- (n)～(t) (略)
- b・c (略)
- (26)～(32-2) (略)
- (33)～(35-2) (略)
- (36) 経営上の重要な契約等
- a (略)
- b 事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通

- d 新株発行に現物出資が含まれている場合には、現物出資者の氏名、出資の目的たる財産の種類、その価額並びにこれに対して与える株式の種類及び数を注記すること。
- (10) 募集の条件
- a・b (略)
- c 「新株引受権証書に関する事項」の欄には、新株引受権証書発行の有無、発行する場合には、その方法、発行請求期間等について記載すること。
- d 欄外には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の新株引受権の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。
- e・f (略)
- (11)～(14) (略)
- (15) 社債の引受け及び社債管理の委託
- a・b (略)
- c 社債管理会社が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の社債管理会社を記載すること。
- d (略)
- e 「委託の条件」の欄には、社債管理会社に支払う手数料等を記載すること。
- f 「引受人の氏名又は名称及び住所」、「引受金額及び引受けの条件」、「社債管理会社の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- (16)～(24) (略)
- (25) 主要な経営指標等の推移
- a 最近5会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
- (a)～(g) (略)
- (h) 1株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の4の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
- (i) 1株当たり配当金（中間配当額（商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配の金額をいう。以下この号において同じ。）を含む。以下この号において同じ。）
- (j)・(k) (略)
- (l) 自己資本比率
- (m) 自己資本利益率
- (n)～(t) (略)
- b・c (略)
- (26)～(32-2) (略)
- (33)～(35-2) (略)
- (36) 経営上の重要な契約等
- a (略)
- b 営業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通

にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があつた場合には、その内容を記載すること。

c 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、他の会社と株式交換し、若しくは株式交換に係る契約を締結した場合又は株式移転に係る株主総会の決議があつた場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換（株式移転）完全子会社となつた会社（当該株式交換（株式移転設立）完全親会社の連結子会社であつた会社を除く。）の資産・負債の状況等について記載すること。株式交換に係る契約の締結又は株式移転に係る株主総会の決議が近く確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

d (略)

(37)～(49) (略)

にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があつた場合には、その内容を記載すること。

c 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、他の会社と株式交換し、若しくは株式交換に係る契約を締結した場合又は株式移転に係る株主総会の決議があつた場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、完全子会社となつた会社（当該完全親会社の連結子会社であつた会社を除く。）の資産・負債の状況等について記載すること。

株式交換に係る契約の締結又は株式移転に係る株主総会の決議が近く確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

d (略)

(37)～(49) (略)

企業に送附の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案

現 行

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(2)【新株予約権等の状況】(17-2)

新株予約権の目的となる株式の種類	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		

(3)～(6) (略)

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(2)【新株予約権等の状況】(17-2)

新株予約権の目的となる株式の種類	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		

(3)～(6) (略)

(7) 【ストックオプション制度の内容】 (22)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【前事業年度における自己株式の取得等の状況】 (23)

【株式の種類】 _____

① 【株主総会決議による買受けの状況】 (24)

_____年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会での決議状況 (_____年 _____月 _____日決議)		
前事業年度における取得自己株式		
残存授權株式の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

(7) 【ストックオプション制度の内容】 (22)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】 (23)

① 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】 (24)

【株式の種類】 _____

イ 【定時総会決議による買受けの状況】

_____年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定時株主総会での決議状況 (_____年 _____月 _____日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存授權株式の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

②【取締役会決議による買受けの状況】(25)

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
前事業年度における取得自己株式		
残存授権株式の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

③【取得自己株式の処理状況】(26)

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	処分価額の総額(円)

④【自己株式の保有状況】(27)

(2)【当事業年度における自己株式の取得等の状況】(28)

【株式の種類】

①【総会決議による買受けの状況】(28-2)

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会決議での決議状況 (年 月 日決議)		
当事業年度における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

②【取締役会決議による買受けの状況】(28-3)

年 月 日 現在

ロ【子会社からの買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ハ【取締役会決議による買受けの状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ニ【取得自己株式の処理状況】

年 月 日 現在

区 分	処分・消却又は移転 株式数(株)	処分価額の総額 (円)
新株発行に関する手続きを準用する 処分を行った取得自己株式		
消却の処分を行った取得自己株式		

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
当事業年度における取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

③【取得自己株式の処理状況】(28-4)

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	処分価額の総額(円)

④【自己株式の保有状況】(28-5)

合併、株式交換、会社分割に係る取得自己株式の移転		
--------------------------	--	--

ホ【自己株式の保有状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)
保有自己株式数	

②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】(25)

年 月 日 現在

区 分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
自己株式取得に係る決議			

(2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】(26)

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】(27)

【株式の種類】

イ【資本減少のための買受け等の状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会での特別決議の状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存株式等の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ロ【定款の定めによる利益による消却のための買受け等の状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定款の定めの内容		
前決議期間における取得自己株式		
残存株式等の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ハ【償還株式の消却のための買受け等の状況】

年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定款の定めの内容 (年 月 日定款変更決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存株式等の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ニ【取得自己株式の処理状況】

年 月 日 現在

区 分	消却株式数(株)	処分価額の総額(円)
資本減少のための取得自己株式		
定款の定めによる利益による消却のための取得自己株式		
償還株式の消却のための取得自己株式		
計		

ホ【自己株式の保有状況】

年 月 日 現在

区 分	株 式 数 (株)
資本減少のための所有自己株式数	
定款の定めによる利益による消却のための所有自己株式数	
償還株式の消却のための所有自己株式数	
計	

② (略)

3～6 (略)

第5【経理の状況】(32)

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】(33)

①・② (略)

③【連結剰余金計算書】(36)

④・⑤ (略)

(2) (略)

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】(40)

①・② (略)

(新設)

③【キャッシュ・フロー計算書】(43)

④【利益処分計算書(又は損失処理計算書)】(44)

⑤ (略)

(2)・(3) (略)

第6【提出会社の株式事務の概要】(48)

決算期	月 日
定時株主総会	月中
基準日	月 日

② (略)

3～6 (略)

第5【経理の状況】(32)

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】(33)

①・② (略)

③【連結株主資本等変動計算書】(36)

④・⑤ (略)

(2) (略)

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】(40)

①・② (略)

③【株主資本等変動計算書】(43)

④【キャッシュ・フロー計算書】(44)

(削る)

⑤ (略)

(2)・(3) (略)

第6【提出会社の株式事務の概要】(48)

決算期	月 日
株主総会	月
基準日	月 日

株券の種類	
中間配当基準日	
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第7 (略)
第二部 (略)

(記載上の注意)
(略)

(1) 一般的事項
a～c (略)

d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

(2)～(16) (略)

(17) 株式の総数等
a～c (略)

株券の種類	
中間配当基準日	
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
公告掲載新聞名	
株主に対する特典	

第7 (略)
第二部 (略)

(記載上の注意)
(略)

(1) 一般的事項
a～c (略)

d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、商法特例法第21条の7第3項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

(2)～(16) (略)

(17) 株式の総数等
a～c (略)

- d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること
- e・f (略)
- (17-2) 新株予約権等の状況
- a・b (略)
- c 旧転換社債等を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は株式の割当てを受ける権利及び当該権利の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。
- (18) (略)
- (19) 所有者別状況
- a 当事業年度末現在の「所有者別状況」について記載すること。
- b～d (略)
- (20) 大株主の状況
- a・b (略)
- c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。
なお、個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- d・e (略)
- (21)・(22) (略)
- (23) 前事業年度における自己株式の取得等の状況
第二号様式記載上の注意(44)に準じて記載すること。
- (24) 株主総会決議による買受けの状況
第二号様式記載上の注意(45)に準じて記載すること。
- (25) 取締役会決議による買受けの状況
第二号様式記載上の注意(46)に準じて記載すること。

- d 現物出資があるときは、その旨を欄外に記載すること。
- e・f (略)
- (17-2) 新株予約権等の状況
- a・b (略)
- c 旧転換社債等を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。
- (18) (略)
- (19) 所有者別状況
- a 当事業年度末現在の「所有者別状況」について記載すること。
なお、当事業年度末が商法等改正法の施行日前である場合には、「単元」を「単位」に読み替えて記載し、その旨を注記すること。（「(6) 議決権の状況」において同じ。）
- b～d (略)
- (20) 大株主の状況
- a・b (略)
- c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、商法第241条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。
- d・e (略)
- (21)・(22) (略)
- (23) 定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況
第二号様式記載上の注意(44)に準じて記載すること。この場合において、「最近日現在」とあるのは「当事業年度に係る定時株主総会の終結した日現在」と、「直近の定時株主総会において」とあるのは「当事業年度に係る定時株主総会において」と、「直近の定時株主総会の終結時から最近日までの期間（この様式において「当決議期間」という。）」とあるのは「当事業年度に係る定時株主総会の終結時」と、「当決議期間における自己株式の取得等の状況」とあるのは「当年度に係る定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況」と読み替えるものとする。
- (24) 前決議期間における自己株式の取得等の状況
第二号様式記載上の注意(45)に準じて記載すること。
- (25) 当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況
- a 当事業年度に係る定時株主総会（この様式において「当定時株主総会」という。）において自己株式に係る定時総会決議があつた場合に、当該決議に係る株式の種類、総数及び価額の総額を記載すること。
なお、自己株式の取得に関しこれら以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。
- b 当該授權株式数を定時株主総会の終結した日現在の発行済株式の総数で除して計算した

(26) 取得自己株式の処理状況

第二号様式記載上の注意(47)に準じて記載すること。

(27) 自己株式の保有状況

第二号様式記載上の注意(48)に準じて記載すること。

(28) 当事業年度における自己株式の取得等の状況

第二号様式記載上の注意(49)に準じて記載すること。

(28-2) 総会決議による買受けの状況

第二号様式記載上の注意(49-2)に準じて記載すること。

(28-3) 取締役会決議による買受けの状況

第二号様式記載上の注意(49-3)に準じて記載すること。

(28-4) 取得自己株式の処理状況

第二号様式記載上の注意(49-4)に準じて記載すること。

(28-5) 自己株式の保有状況

第二号様式記載上の注意(49-5)に準じて記載すること。

(29) 配当政策

a (略)

b 当事業年度に会社法第454条第5項に規定する金銭の分配(以下「中間配当」という。)をしたときは、当該中間配当についての取締役会の決議年月日を注記すること。

(30)～(32) (略)

(33) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書、株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、連結注記表を作成している場合は、連結注記表を記載すること。

b・c (略)

割合等を欄外に記載すること。

なお、新株予約権付社債を発行している場合の当定時株主総会の終結した日現在の発行済株式の総数については、当該新株予約権の行使によるものに限り、当定時株主総会の終結した日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

c 当事業年度において商法第211条ノ3第1項第2号の規定による自己株式の買受けに係る定款変更があつた場合には、その旨及び当該定款変更の内容を欄外に記載すること。

(26) 資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況

第二号様式記載上の注意(47)に準じて記載すること。この場合において、「最近日」とあるのは「当事業年度に係る定時株主総会の終結した日」と、「当決議期間」とあるのは「当事業年度に係る定時株主総会の終結時」と、「当決議期間における自己株式の取得等の状況」についてとあるのは「当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況」についてと読み替えるものとする。

(27) 前決議期間における自己株式の買受け等の状況

第二号様式記載上の注意(48)に準じて記載すること。

(28) 当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等

当事業年度に係る定時株主総会の終結時において資本減少に係る特別決議又は定款による自己株式の消却に係る定款の定め若しくは償還株式の消却に係る定款の定めがある場合には、これらの内容について記載すること。

(29) 配当政策

a 配当政策については、利益配分(相互会社にあつては、契約者配当)の基本方針、当事業年度の配当決定に当たつての考え方及び内部留保資金の用途について記載すること。

b 当事業年度に商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配(以下「中間配当」という。)をしたときは、当該中間配当についての取締役会の決議年月日を注記すること。

(30)～(32) (略)

(33) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

b・c (略)

(34)・(35) (略)

(36) 株主資本等変動計算書

第二号様式記載上の注意(57)の本文に準じて記載すること。

(37)～(39) (略)

(40) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下この号において同じ。）については、前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、個別注記表を作成している場合は、個別注記表を記載すること。

b～d (略)

e 株式交換又は株式移転による株式交換（株式移転設立）完全親会社として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換(株式移転)完全子会社となつた会社（当該株式交換（株式移転設立）完全親会社の連結子会社であつた会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、株式交換(株式移転)完全子会社となつた会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で 資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行つた会社の最近2事業年度に係る財務諸表を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行つた会社の当該営業が当該会社の営業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行つた会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(41)・(42) (略)

(43) 株主資本等変動計算書

第二号様式記載上の注意(64)に準じて記載すること。

(44) キャッシュ・フロー計算書

第二号様式記載上の注意(65)の本文に準じて記載すること。

(削る)

(45)～(55) (略)

(34)・(35) (略)

(36) 連結剰余金計算書

第二号様式記載上の注意(57)の本文に準じて記載すること。

(37)～(39) (略)

(40) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益処分計算書（又は損失処理計算書）（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下この号において同じ。）については、前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

b～d (略)

e 株式交換又は株式移転による完全親会社として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による完全子会社となつた会社（当該完全親会社の連結子会社であつた会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、完全子会社となつた会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

f 会社の分割により営業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行つた会社の最近2事業年度に係る財務諸表を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行つた会社の当該営業が当該会社の営業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行つた会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(41)・(42) (略)

(新設)

(43) キャッシュ・フロー計算書

第二号様式記載上の注意(64)の本文に準じて記載すること。

(44) 利益処分計算書（又は損失処理計算書）

第二号様式記載上の注意(65)に準じて記載すること。

(45)～(55) (略)

企業に送附の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案

現 行

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第1部【企業情報】

第1【企業の概況】

1～3 (略)

4【株式等の状況】(7)

(1) (略)

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権の目的となる株式の種類	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		

(3)～(6) (略)

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第1

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権の目的となる株式の種類	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		

(3)～(6) (略)

(7) 【ストックオプション制度の内容】(8)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

5～9 (略)

第2・第3 (略)

第4 【経理の状況】(21)

1 【財務諸表】(22)

(1)・(2) (略)

(3) 【株主資本等変動計算書】(25)

(4) 【キャッシュ・フロー計算書】(26)

(削る)

(5) (略)

2・3 (略)

第5 【提出会社の株式事務の概要】(30)

決算期	月 日
株主総会	月
基準日	月 日

(7) 【ストックオプション制度の内容】(8)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

5～9 (略)

第2・第3 (略)

第4 【経理の状況】(21)

1 【財務諸表】(22)

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) 【キャッシュ・フロー計算書】(25)

(4) 【利益処分計算書(又は損失処理計算書)】(26)

(5) (略)

2・3 (略)

第5 【提出会社の株式事務の概要】(30)

決算期	月 日
定時株主総会	月中
基準日	月 日

株券の種類	
中間配当基準日	
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第6 (略)
第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)
(略)

(1) 一般的事項
a～c (略)

d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

(2-2)～(21) (略)

(22) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書につい

株券の種類	
中間配当基準日	
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
公告掲載新聞名	
株主に対する特典	

第6 (略)
第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)
(略)

(1) 一般的事項
a～c (略)

d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、商法特例法第21条の7第3項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

(2-2)～(21) (略)

(22) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益処分計算書(又は損失処

ては、前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、個別注記表を作成している場合は、個別注記表を記載すること。

b～d (略)

e 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表を「3 その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該営業が当該会社の営業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(23)・(24) (略)

(25) 株主資本等変動計算書

第二号様式記載上の注意(64)本文に準じて記載すること。

(26) キャッシュ・フロー計算書

第二号様式記載上の注意(65)本文に準じて記載すること。

(削る)

(27)～(37) (略)

理計算書については、前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

b～d (略)

e 会社の分割により営業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表を「3 その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該営業が当該会社の営業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(23)・(24) (略)

(新設)

(25) キャッシュ・フロー計算書

第二号様式記載上の注意(64)本文に準じて記載すること。

(26) 利益処分計算書（又は損失処理計算書）

第二号様式記載上の注意(65)本文に準じて記載すること。

(27)～(37) (略)

企業に等々の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案

現 行

第四号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) (略)

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権の目的となる株式の種類	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		

第四号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第3 (略)

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権の目的となる株式の種類	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		

(3)～(5) (略)

(6) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

2～5 (略)

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

①・② (略)

③ 【連結株主資本等変動計算書】

④・⑤ (略)

(2) (略)

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①・② (略)

③ 【株主資本等変動計算書】

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(削る)

⑤ (略)

(2)・(3) (略)

3 【最近の財務諸表】 (1)

(3)～(5) (略)

(6) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

2～5 (略)

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

①・② (略)

③ 【連結剰余金計算書】

④・⑤ (略)

(2) (略)

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①・② (略)

(新設)

③ 【キャッシュ・フロー計算書】

④ 【利益処分計算書(又は損失処理計算書)】

⑤ (略)

(2)・(3) (略)

3 【最近の財務諸表】 (1)

- ①・② (略)
- ③【株主資本等変動計算書】
- ④【キャッシュ・フロー計算書】
(削る)

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	月 日
株主総会	月
基準日	月 日
株券の種類	
中間配当基準日	
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第7・第8 (略)
第二部 (略)

- ①・② (略)
- (新設)
- ③【キャッシュ・フロー計算書】
- ④【利益処分計算書(又は損失処理計算書)】

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	月 日
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
中間配当基準日	
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
公告掲載新聞名	
株主に対する特典	

第7・第8 (略)
第二部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1) 「第4 提出会社の状況」中「1 株式等の状況」の「(5) 議決権の状況」については、当事業年度末現在及び有価証券報告書提出日の最近日現在について記載し、「第5 経理の状況」の「3 最近の財務諸表」については、最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の貸借対照表、損益計算書(製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。)、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、「第5 経理の状況」の「2 財務諸表等」に記載したもの以外のものを、第二号様式記載上の注意(76)に準じて掲げること。

なお、注記表を作成している場合は、注記表を記載すること。

(2) (略)

(記載上の注意)

(略)

(1) 「第4 提出会社の状況」中「1 株式等の状況」の「(5) 議決権の状況」については、当事業年度末現在及び有価証券報告書提出日の最近日現在について記載し、「第5 経理の状況」の「3 最近の財務諸表」については、最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の貸借対照表、損益計算書(製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。)、キャッシュ・フロー計算書及び利益処分計算書(又は損失処理計算書)のうち、「第5 経理の状況」の「2 財務諸表等」に記載したもの以外のものを、第二号様式記載上の注意(76)に準じて掲げること。

(2) (略)

企業区違等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案				現 行																																																												
第五号様式				第五号様式																																																												
【表紙】				【表紙】																																																												
【提出書類】	半期報告書 (略)			【提出書類】	半期報告書 (略)																																																											
第一部【企業情報】				第一部【企業情報】																																																												
第1～第3 (略)				第1～第3 (略)																																																												
第4【提出会社の状況】				第4【提出会社の状況】																																																												
1【株式等の状況】				1【株式等の状況】																																																												
(1) (略)				(1) (略)																																																												
(2)【新株予約権等の状況】				(2)【新株予約権等の状況】																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">新株予約権の目的となる株式の種類</th> <th style="width: 30%;">中間会計期間末現在 (年 月 日)</th> <th style="width: 30%;">提出日の前月末現在 (年 月 日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使期間</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使の条件</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>代用払込みに関する事項</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類	中間会計期間末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)	新株予約権の数			新株予約権の目的となる株式の種類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額			新株予約権の行使の条件			新株予約権の譲渡に関する事項			代用払込みに関する事項						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">新株予約権の目的となる株式の種類</th> <th style="width: 30%;">中間会計期間末現在 (年 月 日)</th> <th style="width: 30%;">提出日の前月末現在 (年 月 日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使期間</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使の条件</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類	中間会計期間末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)	新株予約権の数			新株予約権の目的となる株式の種類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額			新株予約権の行使の条件			新株予約権の譲渡に関する事項					
新株予約権の目的となる株式の種類	中間会計期間末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)																																																														
新株予約権の数																																																																
新株予約権の目的となる株式の種類																																																																
新株予約権の目的となる株式の数																																																																
新株予約権の行使時の払込金額																																																																
新株予約権の行使期間																																																																
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																																
新株予約権の行使の条件																																																																
新株予約権の譲渡に関する事項																																																																
代用払込みに関する事項																																																																
新株予約権の目的となる株式の種類	中間会計期間末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)																																																														
新株予約権の数																																																																
新株予約権の目的となる株式の種類																																																																
新株予約権の目的となる株式の数																																																																
新株予約権の行使時の払込金額																																																																
新株予約権の行使期間																																																																
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																																
新株予約権の行使の条件																																																																
新株予約権の譲渡に関する事項																																																																

第5【経理の状況】(21)

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】(22)

①・② (略)

③【中間連結株主資本等変動計算書】(25)

④ (略)

(2) (略)

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】(28)

①・② (略)

③【中間株主資本等変動計算書】(31)

④【中間キャッシュ・フロー計算書】(31-2)

(2) (略)

第6 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～c (略)

d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

(2)～(3) (略)

(4) 主要な経営指標等の推移

a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

(a)～(k)

(1) 自己資本比率(純資産額合計より会社法第2条第21号に規定する新株予約権及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)

(m)～(q) (略)

b 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合において中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないときは、(j)から(m)までに掲げる事項の記載を省略することができる。

第5【経理の状況】(21)

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】(22)

①・② (略)

③【中間連結剰余金計算書】(25)

④ (略)

(2) (略)

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】(28)

①・② (略)

(新設)

③【中間キャッシュ・フロー計算書】(31)

(2) (略)

第6 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～c (略)

d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、商法特例法第21条の7第3項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

(2)～(3) (略)

(4) 主要な経営指標等の推移

a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

(a)～(k)

(1) 自己資本比率(純資産額を総資産額で除した割合をいう。bにおいて同じ。)

(m)～(q) (略)

b 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合において中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないときは、(j)から(m)までに掲げる事項の記載を省略することができる。

(a)～(n) (略)

(o) 1株当たり中間配当額(会社法第454条第5項に規定する金銭の分配の金額をいう。以下この号において同じ。)

(p) (略)

(q) 自己資本比率(純資産額合計より会社法第2条第21号に規定する新株予約権を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)

(v) (略)

c (略)

(5)～(10) (略)

(11) 経営上の重要な契約等

a (略)

b 当中間連結会計期間において、連結会社以外の会社への重要な事業の全部若しくは一部の譲渡があつた場合、連結会社以外の会社からの重要な事業の全部若しくは一部の譲受けがあつた場合又はこれらの契約を締結した場合には、その概要について記載すること。

c 当中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があつた場合には、その内容を記載すること。

d 当中間連結会計期間において、他の会社と株式交換し、若しくは株式交換に係る契約を締結した場合又は株式移転に係る株主総会の決議があつた場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換(株式移転)完全子会社となつた会社(当該株式交換(株式移転)完全親会社)の連結子会社であつた会社を除く。)の資産・負債の状況等について記載すること。

株式交換に係る契約の締結又は株式移転に係る株主総会の決議が近く確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

e (略)

(12)～(14) (略)

(15) 株式の総数等

a～c (略)

d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること

e・f (略)

(15-2) (略)

(16) 発行済み株式総数、資本金等の状況

a (略)

b 新株の発行による発行済み株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態(有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等)、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)による発行済み株式総数、資本金及

(a)～(n) (略)

(o) 1株当たり中間配当額(商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配の金額をいう。以下この号において同じ。)

(p) (略)

(q) 自己資本比率

(v) (略)

c (略)

(5)～(10) (略)

(11) 経営上の重要な契約等

a (略)

b 当中間連結会計期間において、連結会社以外の会社への重要な営業の全部若しくは一部の譲渡があつた場合、連結会社以外の会社からの重要な営業の全部若しくは一部の譲受けがあつた場合又はこれらの契約を締結した場合には、その概要について記載すること。

c 当中間連結会計期間において、営業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があつた場合には、その内容を記載すること。

d 当中間連結会計期間において、他の会社と株式交換し、若しくは株式交換に係る契約を締結した場合又は株式移転に係る株主総会の決議があつた場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、完全子会社となつた会社(当該完全親会社の連結子会社であつた会社を除く。)の資産・負債の状況等について記載すること。

株式交換に係る契約の締結又は株式移転に係る株主総会の決議が近く確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

e (略)

(12)～(14) (略)

(15) 株式の総数等

a～c (略)

d 現物出資があるときは、その旨を欄外に記載すること。

e・f (略)

(15-2) (略)

(16) 発行済み株式総数、資本金等の状況

a (略)

b 新株の発行による発行済み株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態(有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等)、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)による発行済み株式総数、資本金及

び資本準備金の増加については、当中間会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は利益処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c (略)

(17) 大株主の状況

a・b (略)

c 「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株式については、その旨を併せて記載すること。

なお、個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。

d・e (略)

(18)～(21) (略)

(22) 中間連結財務諸表

a 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については、当中間連結会計期間の前中間連結会計期間（以下この様式において「前中間連結会計期間」という。）に係るものを左側に、当中間連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

なお、(23)、(24)、(25)及び(26)の規定により、要約連結貸借対照表（有価証券報告書に記載された連結貸借対照表を中間連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、要約連結損益計算書（有価証券報告書に記載された連結損益計算書を中間連結損益計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、連結株主資本等変動計算書（有価証券報告書に記載された連結株主資本等変動計算書を中間連結株主資本等変動計算書の表示科目に準じて要約したもの、以下この様式において同じ。）及び連結キャッシュ・フロー計算書又は要約連結キャッシュ・フロー計算書（有価証券報告書に記載された連結キャッシュ・フロー計算書を中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書の右側に配列してそれぞれ記載すること。

なお、中間連結注記表を作成している場合は、中間連結注記表を記載すること。

b・c (略)

(23) (略)

(24) 中間連結損益計算書

a 当中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書と前中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書を掲げて比較すること。

び資本準備金の増加については、当中間会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は利益処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c (略)

(17) 大株主の状況

c 「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、商法第241条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株式については、その旨を併せて記載すること。

d・e (略)

(18)～(21) (略)

(22) 中間連結財務諸表

a 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については、当中間連結会計期間の前中間連結会計期間（以下この様式において「前中間連結会計期間」という。）に係るものを左側に、当中間連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

なお、(23)、(24)及び(26)の規定により、要約連結貸借対照表（有価証券報告書に記載された連結貸借対照表を中間連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、要約連結損益計算書（有価証券報告書に記載された連結損益計算書を中間連結損益計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、連結剰余金計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書又は要約連結キャッシュ・フロー計算書（有価証券報告書に記載された連結キャッシュ・フロー計算書を中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書の右側に配列してそれぞれ記載すること。

b・c (略)

(23) (略)

(24) 中間連結損益計算書

a 当中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書又は中間連結損益及び剰余金結合計算書と前中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書又は中間連結損益及び剰余金結合計算書を掲げて比較すること。

なお、この場合には、前連結会計年度に係る要約連結損益計算書を併せて掲げること。

b (略)

(25) 中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結株主資本等変動計算書と前中間連結会計期間に係る中間連結株主資本等変動計算書を掲げること。

なお、この場合には、前連結会計年度に係る連結株主資本等変動計算書を併せて掲げること。

(26)・(27) (略)

(28) 中間財務諸表

a 中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）について、当中間会計期間の前中間会計期間（以下この様式において「前中間会計期間」という。）に係るものを左側に、当中間会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

なお、(29)、(30)及び(31)の規定により、要約貸借対照表（有価証券報告書に記載された貸借対照表を中間貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、要約損益計算書（有価証券報告書に記載された損益計算書を中間損益計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、株主資本等変動計算書（有価証券報告書に記載された株主資本等変動計算書を中間株主資本等変動計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書又は要約キャッシュ・フロー計算書（有価証券報告書に記載されたキャッシュ・フロー計算書を中間キャッシュ・フロー計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当中間会計期間に係る中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書の右側に配列してそれぞれ記載すること。

なお、中間個別注記表を作成している場合は、中間個別注記表を記載すること。

b・c (略)

(29)・(30) (略)

(31) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間に係る中間株主資本等変動計算書と前中間会計期間に係る中間株主資本等変動計算書を掲げて比較すること。

(31-2) (略)

(32)～(39) (略)

なお、この場合には、前連結会計年度に係る要約連結損益計算書又は要約連結損益及び剰余金結合計算書（有価証券報告書に記載された連結損益及び剰余金結合計算書を中間連結損益及び剰余金結合計算書の表示科目に準じて要約したもの。）を併せて掲げること。

b (略)

(25) 中間連結剰余金計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結剰余金計算書と前中間連結会計期間に係る中間連結剰余金計算書を掲げること。

なお、この場合には、前連結会計年度に係る連結剰余金計算書を併せて掲げること。

ただし、(24)のaに規定する中間連結損益及び剰余金結合計算書を掲げている場合には記載を要しない。

(26)・(27) (略)

(28) 中間財務諸表

a 中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）について、当中間会計期間の前中間会計期間（以下この様式において「前中間会計期間」という。）に係るものを左側に、当中間会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

なお、(29)及び(30)の規定により、要約貸借対照表（有価証券報告書に記載された貸借対照表を中間貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）、要約損益計算書（有価証券報告書に記載された損益計算書を中間損益計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書又は要約キャッシュ・フロー計算書（有価証券報告書に記載されたキャッシュ・フロー計算書を中間キャッシュ・フロー計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当中間会計期間に係る中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書の右側に配列してそれぞれ記載すること。

b・c (略)

(29)・(30) (略)

(新設)

(31) (略)

(32)～(39) (略)

企業区違等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案				現 行																																																												
<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1【企業の概況】 1・2 (略) 3【株式等の状況】(6) (1) (略) (2)【新株予約権等の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新株予約権の目的となる株式の種類</th> <th>中間会計期間末現在 (年 月 日)</th> <th>提出日の前月末現在 (年 月 日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使期間</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使の条件</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>代用払込みに関する事項</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類	中間会計期間末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)	新株予約権の数			新株予約権の目的となる株式の種類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額			新株予約権の行使の条件			新株予約権の譲渡に関する事項			代用払込みに関する事項						<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1【企業の概況】 1・2 (略) 3【株式等の状況】(6) (1) (略) (2)【新株予約権等の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新株予約権の目的となる株式の種類</th> <th>中間会計期間末現在 (年 月 日)</th> <th>提出日の前月末現在 (年 月 日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使期間</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の行使の条件</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類	中間会計期間末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)	新株予約権の数			新株予約権の目的となる株式の種類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額			新株予約権の行使の条件			新株予約権の譲渡に関する事項					
新株予約権の目的となる株式の種類	中間会計期間末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)																																																														
新株予約権の数																																																																
新株予約権の目的となる株式の種類																																																																
新株予約権の目的となる株式の数																																																																
新株予約権の行使時の払込金額																																																																
新株予約権の行使期間																																																																
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																																
新株予約権の行使の条件																																																																
新株予約権の譲渡に関する事項																																																																
代用払込みに関する事項																																																																
新株予約権の目的となる株式の種類	中間会計期間末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)																																																														
新株予約権の数																																																																
新株予約権の目的となる株式の種類																																																																
新株予約権の目的となる株式の数																																																																
新株予約権の行使時の払込金額																																																																
新株予約権の行使期間																																																																
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																																
新株予約権の行使の条件																																																																
新株予約権の譲渡に関する事項																																																																

- (4)・(5) (略)
- 4～6 (略)
- 第2・第3 (略)
- 第4【経理の状況】(17)
- 1【中間財務諸表】(18)
- (1)・(2) (略)
- (3)【中間株主資本等変動計算書】
- (4)【中間キャッシュ・フロー計算書】
- 2 (略)
- 第5 (略)
- 第二部・第三部 (略)
- (記載上の注意)
- (1)～(3) (略)
- (4) 主要な経営指標等の推移
- a 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
- (a)～(m) (略)
- (n) 1株当たり中間配当額(会社法第454条第5項に規定する剰余金の配当の金額をいう。以下この号において同じ。)
- (o) (略)
- (p) 自己資本比率(純資産額合計より会社法第2条第21号における新株予約権を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)
- (q)～(u) (略)
- b (略)
- (5)～(12) (略)
- (13) 経営上の重要な契約等
- a (略)
- b 当中間会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡があつた場合、重要な事業の全部若しくは一部の譲受けがあつた場合又はこれらの契約を締結した場合には、その概要について記載すること。
- c 当中間会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があつた場合には、その内容を記載すること。
- d 当中間会計期間において、他の会社と株式交換し、若しくは株式交換に係る契約を締結した場合又は株式移転に係る株主総会の決議があつた場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換(株式移転)完全子会社となつた会社(当該株式交換(株式移転)完全親会社の連結子会社であつた会社を除く。)の資産・負債の状況等について記載すること。
- 株式交換に係る契約の締結又は株式移転に係る株主総会の決議が近く確実に見込まれ、

- (4)・(5) (略)
- 4～6 (略)
- 第2・第3 (略)
- 第4【経理の状況】(17)
- 1【中間財務諸表】(18)
- (1)・(2) (略)
- (新設)
- (3)【中間キャッシュ・フロー計算書】
- 2 (略)
- 第5 (略)
- 第二部・第三部 (略)
- (記載上の注意)
- (1)～(3) (略)
- (4) 主要な経営指標等の推移
- a 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
- (a)～(m) (略)
- (n) 1株当たり中間配当額(商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配の金額をいう。以下この号において同じ。)
- (o) (略)
- (p) 自己資本比率
- (q)～(u) (略)
- b (略)
- (5)～(12) (略)
- (13) 経営上の重要な契約等
- a (略)
- b 当中間会計期間において、重要な営業の全部若しくは一部の譲渡があつた場合、重要な営業の全部若しくは一部の譲受けがあつた場合又はこれらの契約を締結した場合には、その概要について記載すること。
- c 当中間会計期間において、営業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があつた場合には、その内容を記載すること。
- d 当中間会計期間において、他の会社と株式交換し、若しくは株式交換に係る契約を締結した場合又は株式移転に係る株主総会の決議があつた場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、完全子会社となつた会社(当該完全親会社の連結子会社であつた会社を除く。)の資産・負債の状況等について記載すること。
- 株式交換に係る契約の締結又は株式移転に係る株主総会の決議が近く確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

e (略)

(14)～(17) (略)

(18) 中間財務諸表

第五号様式記載上の注意(28)から(31-2)までに準じて記載すること。

(19)・(20) (略)

(21)～(26) (略)

e (略)

(14)～(17) (略)

(18) 中間財務諸表

第五号様式記載上の注意(28)から(31)までに準じて記載すること。

(19)・(20) (略)

(21)～(26) (略)

企業収益等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 臨時報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第416条第4項</u>の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 臨時報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会等設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>商法特例法第21条の7第3項</u>の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>

企業区格等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 親会社等状況報告書</p> <p>第1 (略) 第2 【会社法の規定に基づく計算書類等】 (1) 1・2 (略) 3 【株主資本等変動計算書】 4 【事業報告】 5 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) <u>親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第435条第2項に掲げる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、事業報告及び附属明細書（以下「計算書類等」という。）を記載すること（会社法第436条第1項及び第2項の規定による監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査に係る監査報告書及び同条第2項に規定する会計監査人の監査を受けている場合の当該会計監査人に監査に係る監査報告書を当該計算書類等に添付すること。）。</u> <u>なお、注記表を作成している場合は、注記表を記載すること。</u></p> <p>(2) (略) (3) <u>会社法の規定に基づく計算書類等の記載に代えて、当該計算書類等を報告書に添付することができる。</u></p>	<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 親会社等状況報告書</p> <p>第1 (略) 第2 【商法の規定に基づく計算書類等】 (1) 1・2 (略) 3 【営業報告書】 (新設) 4 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) <u>親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の商法第281条第1項各号に掲げる貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書（以下「計算書類等」といい、商法特例法第21条の26第1項各号に掲げる計算書類等を含む。）を記載すること（監査役又は監査委員会の監査報告書（商法第281条ノ3第1項又は商法特例法第14条第2項若しくは同法第21条の29第1項の規定による監査報告書をいう。）及び会計監査人の監査を受けている場合には当該会計監査人の監査報告書（商法特例法第13条第1項又は同法第21条の28第1項の規定による監査報告書をいう。）を当該計算書類等に添付すること。）。</u></p> <p>(2) (略) (3) <u>商法の規定に基づく計算書類等の記載に代えて、当該計算書類等を報告書に添付することができる。</u></p>

企業に送附の関与に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第六号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 新規発行(売出)有価証券 a～b (略)</p> <p>c 「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」欄には、「記名式額面普通株」のように記載し、額面株式については券面額を付記すること。ただし、当該有価証券が振替社債である場合には、記名・無記名の別及び額面・無額面の別について記載することを要しない。優先株、後配株等の株式を発行する場合には、その内容を欄外に記載すること。</p> <p>d～m (略)</p> <p>(6) 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件 a (略) b (略)</p> <p>c 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額、社債、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証書については券面額についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の発行価額若しくは売出価額、カバードワラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。 なお、一部払込発行の場合には、払込金額又はその算定方法を「発行(売出)価格」欄に内書きすること。</p> <p>d 「資本組入額」欄には、1株の発行価額のうち<u>資本金</u>に組み入れる金額を記載すること。 。なお、算式表示の場合には、当該算式に基づいて記載すること。</p> <p>e・f (略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p>	<p>第六号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 新規発行(売出)有価証券 a～b (略)</p> <p>c 「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」欄には、「記名式額面普通株」のように記載し、額面株式については券面額を付記すること。ただし、当該有価証券が振替社債である場合には、記名・無記名の別及び額面・無額面の別について記載することを要しない。優先株、後配株、<u>償還株</u>等の株式を発行する場合には、その内容を欄外に記載すること。</p> <p>d～m (略)</p> <p>(6) 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件 a (略) b (略)</p> <p>c 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額、社債、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証書については券面額についての発行価額若しくは売出価額又は振替社債の発行価額若しくは売出価額、カバードワラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。 なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行(売出)価格」欄に内書きすること。 。</p> <p>d 「資本組入額」欄には、1株の発行価額のうち<u>資本</u>に組み入れる金額を記載すること。 なお、算式表示の場合には、当該算式に基づいて記載すること。</p> <p>e・f (略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p>

改 正 案	現 行																																																														
<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【株式の募集】 (1) (略) (2)【募集の方法及び条件】 ① (略) ②【募集の条件】(12)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">額面・無額面の別</th> <th style="width: 10%;">発行価格</th> <th style="width: 10%;">資本組入額</th> <th style="width: 10%;">申込株数単位</th> <th style="width: 10%;">申込期間</th> <th style="width: 10%;">申込証拠金</th> <th style="width: 10%;">払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">新株引受権証券に関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>③・④ (略) (3) (略)</p> <p>2【新株予約権証券の募集】(14) (1)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">発行数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込手数料</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込単位</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日								新株引受権証券に関する事項							発行数		発行価額の総額		発行価格		申込手数料		申込単位		<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【株式の募集】 (1) (略) (2)【募集の方法及び条件】 ① (略) ②【募集の条件】(12)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">額面・無額面の別</th> <th style="width: 10%;">発行価格</th> <th style="width: 10%;">資本組入額</th> <th style="width: 10%;">申込株数単位</th> <th style="width: 10%;">申込期間</th> <th style="width: 10%;">申込証拠金</th> <th style="width: 10%;">払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">新株引受権証券に関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>③・④ (略) (3) (略)</p> <p>2【新株予約権証券の募集】(14) (1)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">発行数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込手数料</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込単位</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日								新株引受権証券に関する事項							発行数		発行価額の総額		発行価格		申込手数料		申込単位	
額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日																																																									
新株引受権証券に関する事項																																																															
発行数																																																															
発行価額の総額																																																															
発行価格																																																															
申込手数料																																																															
申込単位																																																															
額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日																																																									
新株引受権証券に関する事項																																																															
発行数																																																															
発行価額の総額																																																															
発行価格																																																															
申込手数料																																																															
申込単位																																																															

申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(1) (略)

(2) 【新株予約権の内容】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	

申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
払込取扱場所	

(1) (略)

(2) 【新株予約権の内容】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

(3) (略)

3 【社債(短期社債を除く。)の募集】(15)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	

新株予約権の譲渡に関する事項	
----------------	--

(3) (略)

3 【社債(短期社債を除く。)の募集】(15)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	

振替機関・登録機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (16)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	

振替機関・登録機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (16)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

4・5 (略)

第2・第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(9) (略)

(10) 新規発行株式

a・b (略)

c 欄外には、新株発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。一部払込発行の場合は、その決議内容についても記載すること。

優先株、後配株等の数種の株式を発行する場合には、その内容を欄外に記載すること。

d (略)

(11) 募集の方法

a (略)

b 一部払込発行の場合には、払込金額又はその算定方法を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。

c (略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

4・5 (略)

第2・第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(9) (略)

(10) 新規発行株式

a・b (略)

c 欄外には、新株発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。一部払込発行の場合は、その決議内容についても記載すること。

優先株、後配株、償還株等の数種の株式を発行する場合には、その内容を欄外に記載すること。

d (略)

(11) 募集の方法

a (略)

b 一部払込発行の場合には、払込金額の総額を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。

c (略)

- d 金額以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- (12) 募集の条件
a・b (略)
(削る)
- c～e (略)
- (13) (略)
- (14) 新株予約権証券の募集
a～d (略)
e 「割当日」の欄には、会社法第238条第1項第4号に規定する割当日を記載すること。
f～j (略)
- (15) 社債(短期社債を除く。)の募集
a～p (略)
q 「取得格付」の欄には、当該発行に係る社債について、発行者が申込みにより取得する格付(指定格付機関から取得するものに限る。)、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨を記載すること。
また、当該発行に係る社債が転換社債である場合において、複数の格付を取得していないときは、「複数の格付を取得していない」旨を記載すること。
- (16)～(40) (略)
- (41) 株式の総数等
a～c (略)
d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること
- (42)・(43) (略)
- (44) 大株主の状況
a 最近日現在の議決権のある記名株式(他人(仮説人を含む。)名義のものを含む。)及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。
なお、個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- o
b (略)
- (45)～(63) (略)

- d 新株発行に現物出資が含まれている場合には、現物出資者の氏名、出資の目的たる財産の種類、その価額並びにこれに対して与える株式の額面・無額面の別、種類及び数を注記すること。
- (12) 募集の条件
a・b (略)
c 「新株引受権証券に関する事項」の欄には、新株引受権証券発行の有無、発行する場合には、その方法、発行請求期間等について記載すること。
d～f
- (13) (略)
- (14) 新株予約権証券の募集
a～d (略)
(新設)
e～i (略)
- (15) 社債(短期社債を除く。)の募集
a～p (略)
q 「取得格付」の欄には、当該発行に係る社債について、発行者が申込みにより取得する格付(指定格付機関から取得するものに限る。)、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨を記載すること。
また、当該発行に係る社債が転換社債又は新株引受権付社債である場合において、複数の格付を取得していないときは、「複数の格付を取得していない」旨を記載すること。
- (16)～(40) (略)
- (41) 株式の総数等
a～c (略)
d 現物出資があるときは、その旨を欄外に記載すること。
- (42)・(43) (略)
- (44) 大株主の状況
a 最近日現在の議決権のある記名株式(他人(仮説人を含む。)名義のものを含む。)及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。
- b (略)
- (45)～(63) (略)

改 正 案	現 行																																																							
<p>第七号の二様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【株式の募集】 (1) (略) (2)【募集の方法及び条件】 ① (略) ②【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">額面・無額面の別</th> <th style="width: 10%;">発行価 格</th> <th style="width: 10%;">資本組 入額</th> <th style="width: 10%;">申込株数 単位</th> <th style="width: 10%;">申込期 間</th> <th style="width: 10%;">申込証拠 金</th> <th style="width: 10%;">払込期 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>③・④ (略) (3) (略)</p> <p>2【新株予約権証券の募集】 (1)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">発行数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込手数料</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込単位</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	額面・無額面の別	発行価 格	資本組 入額	申込株数 単位	申込期 間	申込証拠 金	払込期 日								発行数		発行価額の総額		発行価格		申込手数料		申込単位		<p>第七号の二様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【株式の募集】 (1) (略) (2)【募集の方法及び条件】 ① (略) ②【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">額面・無額面の別</th> <th style="width: 10%;">発行価 格</th> <th style="width: 10%;">資本組 入額</th> <th style="width: 10%;">申込株数 単位</th> <th style="width: 10%;">申込期 間</th> <th style="width: 10%;">申込証拠 金</th> <th style="width: 10%;">払込期 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td>新株引受権証券に關 する事項</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>③・④ (略) (3) (略)</p> <p>2【新株予約権証券の募集】 (1)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">発行数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込手数料</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込単位</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	額面・無額面の別	発行価 格	資本組 入額	申込株数 単位	申込期 間	申込証拠 金	払込期 日								新株引受権証券に關 する事項							発行数		発行価額の総額		発行価格		申込手数料		申込単位	
額面・無額面の別	発行価 格	資本組 入額	申込株数 単位	申込期 間	申込証拠 金	払込期 日																																																		
発行数																																																								
発行価額の総額																																																								
発行価格																																																								
申込手数料																																																								
申込単位																																																								
額面・無額面の別	発行価 格	資本組 入額	申込株数 単位	申込期 間	申込証拠 金	払込期 日																																																		
新株引受権証券に關 する事項																																																								
発行数																																																								
発行価額の総額																																																								
発行価格																																																								
申込手数料																																																								
申込単位																																																								

申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	

申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

(3) (略)

3 【社債(短期社債を除く。)の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	

新株予約権の譲渡に関する事項	
----------------	--

(3) (略)

3 【社債(短期社債を除く。)の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	

振替機関・登録機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行	

振替機関・登録機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行	

する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

4～8 (略)
第2・第3 (略)

第二部～第五部 (略)

(記載上の注意)
(略)

する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

4～8 (略)
第2・第3 (略)

第二部～第五部 (略)

(記載上の注意)
(略)

企業区違等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行																																																							
<p>第七号の三様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【株式の募集】 (1) (略) (2)【募集の方法及び条件】 ① (略) ②【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">額面・無額面の別</th> <th style="width: 10%;">発行価格</th> <th style="width: 10%;">資本組入額</th> <th style="width: 10%;">申込株数単位</th> <th style="width: 10%;">申込期間</th> <th style="width: 10%;">申込証拠金</th> <th style="width: 10%;">払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>③・④ (略) (3) (略)</p> <p>2【新規発行新株予約権証券】 (1)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">発行数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込手数料</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込単位</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日								発行数		発行価額の総額		発行価格		申込手数料		申込単位		<p>第七号の三様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集要項】 1【株式の募集】 (1) (略) (2)【募集の方法及び条件】 ① (略) ②【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">額面・無額面の別</th> <th style="width: 10%;">発行価格</th> <th style="width: 10%;">資本組入額</th> <th style="width: 10%;">申込株数単位</th> <th style="width: 10%;">申込期間</th> <th style="width: 10%;">申込証拠金</th> <th style="width: 10%;">払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td>新株引受権証券に関する事項</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>③・④ (略) (3) (略)</p> <p>2【新規発行新株予約権証券】 (1)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">発行数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込手数料</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込単位</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日								新株引受権証券に関する事項							発行数		発行価額の総額		発行価格		申込手数料		申込単位	
額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日																																																		
発行数																																																								
発行価額の総額																																																								
発行価格																																																								
申込手数料																																																								
申込単位																																																								
額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日																																																		
新株引受権証券に関する事項																																																								
発行数																																																								
発行価額の総額																																																								
発行価格																																																								
申込手数料																																																								
申込単位																																																								

申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	

申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

(3) (略)

3 【社債(短期社債を除く。)の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	

新株予約権の譲渡に関する事項	
----------------	--

(3) (略)

3 【社債(短期社債を除く。)の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	

振替機関・登録機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行	

振替機関・登録機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行	

する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

4～8 (略)
第2・第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)
(略)

する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

4～8 (略)
第2・第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)
(略)

企業区違等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 （略）</p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p>（1）～（25）（略）</p> <p>（26）大株主の状況</p> <p> a 当事業年度末現在の議決権のある記名株式（他人（仮説人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。</p> <p> <u>なお、個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。</u></p> <p> b （略）</p> <p>（27）～（42）（略）</p>	<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 （略）</p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p>（1）～（25）（略）</p> <p>（26）大株主の状況</p> <p> a 当事業年度末現在の議決権のある記名株式（他人（仮説人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。</p> <p> b 当事業年度において主要株主に異動があつた場合には、その旨を注記すること。</p> <p>（27）～（42）（略）</p>

企業区違等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第十号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(19) (略) (20) 大株主の状況 a 当該半期末現在の議決権のある記名株式（他人（仮説人を含む。）名義のものを含む。 ）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。 <u>なお、個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。</u></p> <p> b (略)</p> <p>(21)～(33) (略)</p>	<p>第十号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(19) (略) (20) 大株主の状況 a 当該半期末現在の議決権のある記名株式（他人（仮説人を含む。）名義のものを含む。 ）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。</p> <p> b (略)</p> <p>(21)～(33) (略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第十号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 親会社等状況報告書 第1・第2 (略) (記載上の注意) (略) <u>(1) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社第435条第2項に掲げる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、事業報告及び附属明細書に準ずるもの（以下「計算書類等」という。）を記載すること（会社法第436条第1項及び第2項に規定する監査役（委員監査委員会にあつては、監査委員会）の監査に係る監査報告書に準ずるもの及び同条第2項に規定する会計監査人の監査を受けている場合の当該会計監査人の監査に係る監査報告書に準ずるものを当該計算書類等に添付すること。）。</u> <u>なお、注記表に準ずるものを作成している場合は、注記表に準ずるものを記載すること</u> 。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第十号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 親会社等状況報告書 第1・第2 (略) (記載上の注意) (略) <u>(1) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の商法第281条第1項各号に掲げる貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に準ずるもの（以下「計算書類等」といい、商法特例法第21条の26第1項各号に掲げる計算書類等を含む。）を記載すること（監査役又は監査委員会の監査報告書（商法第281条ノ3第1項又は商法特例法第14条第2項若しくは同法第21条の29第1項の規定による監査報告書をいう。）及び会計監査人の監査を受けている場合には当該会計監査人の監査報告書（商法特例法第13条第1項又は同法第21条の28第1項の規定による監査報告書をいう。）に準ずるものを当該計算書類等に添付すること。）。</u> (2) (略)</p>

申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

(3) (略)

申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

3) (略)

5 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	

5 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	

担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	

自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

6 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) (略)

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住 所	委託の条件

7 (略)

第2・第3 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)

(略)

新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

6 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) (略)

(2) 【社債管理の委託】

社債管理会社の名称	住 所	委託の条件

7 (略)

第2・第3 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)

(略)

企業区発等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行																																																		
<p>第十五号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 _____ 【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【株式の募集】 1 (略) (1) (略) (2)【募集の方法及び条件】 ①【募集の方法】 ②【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">発行価格(円)</th> <th style="width: 16.6%;">資本組入額 (円)</th> <th style="width: 16.6%;">申込株数 単位</th> <th style="width: 16.6%;">申込期間</th> <th style="width: 16.6%;">申込証拠 金(円)</th> <th style="width: 16.6%;">払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>2【新株予約権証券の募集】 (1)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">発行数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込手数料</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込単位</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日							発行数		発行価額の総額		発行価格		申込手数料		申込単位		<p>第十五号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 _____ 【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【株式の募集】 1 (略) (1) (略) (2)【募集の方法及び条件】 ①【募集の方法】 ②【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">発行価格(円)</th> <th style="width: 16.6%;">資本組入額 (円)</th> <th style="width: 16.6%;">申込株数 単位</th> <th style="width: 16.6%;">申込期間</th> <th style="width: 16.6%;">申込証拠 金(円)</th> <th style="width: 16.6%;">払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">新株引受権証券に 関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>2【新株予約権証券の募集】 (1)【募集の条件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">発行数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込手数料</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>申込単位</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日							新株引受権証券に 関する事項						発行数		発行価額の総額		発行価格		申込手数料		申込単位	
発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日																																														
発行数																																																			
発行価額の総額																																																			
発行価格																																																			
申込手数料																																																			
申込単位																																																			
発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日																																														
新株引受権証券に 関する事項																																																			
発行数																																																			
発行価額の総額																																																			
発行価格																																																			
申込手数料																																																			
申込単位																																																			

申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
申込期日	
<u>割当日</u>	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
<u>自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件</u>	
新株予約権の譲渡に関する事項	

申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
申込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
<u>新株予約権の消却事由及び消却の条件</u>	
新株予約権の譲渡に関する事項	

代用払込みに関する事項	
-------------	--

(3) (略)

3 【社債(短期社債を除く。)の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	

(3) (略)

3 【社債(短期社債を除く。)の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関・登録機関	

公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	

公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

4～6 (略)
第2・第3 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)
(略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

4～6 (略)
第2・第3 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)
(略)

企業区格等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案

現 行

第十七号様式

【表紙】

【提出書類】

自己株券買付状況報告書
(略)

株式の種類 _____

1 【取得状況】

(1) 【株主総会決議による買受けの状況】 _____ 年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会での決議状況 (年 月 日決議)		
報告月における取得自己株式 (取得日)	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	
計	二	
報告月末現在の累計取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

(2) 【取締役会決議による買受けの状況】 _____ 年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
報告月における取得自己株式	月 日	

第十七号様式

【表紙】

【提出書類】

自己株券買付状況報告書
(略)

株式の種類 _____

1 【取得状況】

(1) 【定時総会決議による買受けの状況】 _____ 年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定時株主総会での決議状況 (年 月 日決議)		
報告月における取得自己株式 (取得日)	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	
計	二	
報告月末現在の累計取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

(2) 【子会社からの買受けの状況】 _____ 年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
報告月における取得自己株式	月 日	

<u>(取得日)</u>	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
計	二		
報告月末現在の累計取得自己株式			
自己株式取得の進捗状況(%)			

2【処理状況】 年 月 日 現在

報告月における処理株式(処理日)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

3【保有状況】 年 月 日 現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	
保有自己株式数	

<u>(取得日)</u>	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
計	二		
報告月末現在の累計取得自己株式			
自己株式取得の進捗状況(%)			

(3)【定款の定めによる取締役会決議による買受けの状況】 年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
報告月における取得自己株式 (取得日)	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	
計	二	
報告月末現在の累計取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

2【処理状況】 年 月 日 現在

区 分	処分、消却又は移転株	処分価額の総額
-----	------------	---------

	式数(株)	(円)
新株処分に関する手続を準用する処分を行った取得自己株式	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
計	二	
消却の処分を行った取得自己株式	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
計	二	
合併、株式交換、会社分割に係る取得自己株式の移転	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
計	二	

3【保有状況】

年 月 日 現在

区 分	株 式 数(株)
発行済株式総数	
保有自己株式数	

(記載上の注意)

1 一般的事項

(1) (略)

(記載上の注意)

1 一般的事項

(1) (略)

(2) この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

(3) 自己株式に係る会社法（平成17年法律第86号）第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議があつた日の属する月から同法第156条第1項第3号に掲げる期間の満了する日の属する月までの各月（この様式において「報告月」という。）の末日現在の自己の株式に係る株券の買付けの状況等について記載すること。

なお、複数の種類の株式について自己株式に係る授権決議がされた場合には、株式の種類ごとに記載すること。

2 「取得状況」

(1) 株主総会及び取締役会で、自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

(2) 「自己株式取得の進捗状況」欄には、「報告月末日現在の累積取得自己株式」欄の株式数及び価額の総額を「株主総会での決議状況」又は「取締役会での決議状況」欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載すること。

(3) 公開買付けにより自己株式を取得している場合のその概要等を欄外に記載すること。

(4) 「報告月末日現在の累積取得自己株式」欄には、自己株式に係る総会決議及び取締役会決議のあつた日の属する月から報告月末日までに取得された自己株式の総数及び価額の総額を記載すること。

(2) この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、商法特例法第21条の7第3項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

(3) 自己株式に係る定時総会決議があつた定時株主総会（この様式に記載上の注意において「決議定時株主総会」という。）の終結した日、子会社保有自己株式に係る取締役会決議があつた日又は定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議があつた日の属する月から当該決議後最初の決算期に関する定時株主総会が終結する日の属する月までの各月（この様式において「報告月」という。）の末日現在の自己の株式に係る株券の買付けの状況等について記載すること。

なお、複数の種類の株式について自己株式に係る授権決議がされた場合には、株式の種類ごとに記載すること。

2 「取得状況」

(1) 「定時総会決議による買受けの状況」

① 「定時株主総会での決議状況」欄には、決議定時株主総会において決議された株式の総数及び価額の総額を記載すること。なお、決議定時株主総会で自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

② 「報告月における取得自己株式」欄には、報告月中に取得された自己株式の数及び価額の総額を、取得日ごとに記載すること。

③ 「報告月末日現在の累積取得自己株式」欄には、自己株式に係る定時総会決議に基づき決議定時株主総会の終結した日から報告月末日までに取得された自己株式の総数及び価額の総額を記載すること。

④ 「自己株式取得の進捗状況」欄には、「報告月末日現在の累積取得自己株式」欄の株式数及び価額の総額を「定時株主総会での決議状況」欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載すること。

⑤ 欄外には、決議定時株主総会において商法第210条第1項の規定により決議された株式の総数を決議定時株主総会の終結した日現在の発行済株式の総数で除して計算した割合及び、公開買付けにより自己株式を取得している場合のその概要等を記載すること。

(2) 「子会社からの買受けの状況」

① 「取締役会での決議状況」の欄には、子会社保有自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総数及び価額の総額を記載すること。なお、当該取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合はその決議内容を欄外に記載すること。

② 「報告月における取得自己株式」の欄には、報告月中に取得した自己株式の数及び価額の総額を、取得日ごとに記載すること。

③ 「報告月末日現在の累積取得自己株式」の欄には、子会社保有自己株式に係る取締役会決議に基づき、当該取締役会決議のあつた日から報告月末日までに取得された自己株式の総数及び価額の総額を記載すること。

- ④ 「自己株式取得の進捗状況」の欄には、「報告月末日現在の累積取得自己株式」欄の株式数及び価額の総額を「取締役会での決議状況」欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載すること。
- ⑤ 「報告月における取得自己株式」の欄、「報告月末現在の累積取得自己株式」欄及び「自己株式取得の進捗状況」欄は、その決議内容が異なる子会社保有自己株式に係る取締役会決議ごとに区分して記載すること。
- ⑥ 欄外には、公開買付けにより自己株式を取得している場合のその概要等を記載すること。

③ 「定款の定めによる取締役会決議による買受けの状況」

- ① 「取締役会での決議状況」欄には、定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議により決議された株式の総数及び価額の総額を記載すること。なお、当該取締役会において自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合はその決議内容を欄外に記載すること。
- ② 「報告月における取得自己株式」の欄には、報告月中に取得した自己株式の数及び価額の総額を、取得日ごとに記載すること。
- ③ 「報告月末現在の累積取得自己株式」欄には、定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議に基づき、当該取締役会決議のあつた日から報告月末日までに取得された自己株式の総数及び価額の総額を記載すること。
- ④ 「自己株式取得の進捗状況」欄には、「報告月末日現在の累積取得自己株式」欄の株式数及び価額の総額を「取締役会での決議状況」欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載すること。
- ⑤ 「報告月における取得自己株式」欄、「報告月末現在の累積取得自己株式」欄及び「自己株式取得の進捗状況」欄は、その決議内容が異なる定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議ごとに区分して記載すること。
- ⑥ 欄外には、公開買付けにより自己株式を取得している場合のその概要等を記載すること。

3 「処理状況」

- (1) 「新株発行に関する手続を準用する処分を行つた取得自己株式」欄には、商法第211条第1項の規定により報告月中に処分したものの総数及び処分価額の総額を、処分日ごとに記載すること。
- (2) 「消却の処分を行つた取得自己株式」欄には、商法第212条の規定により報告月中に消却したものの総数及び消却額を、消却日ごとに記載すること。
- (3) 「合併、株式交換、会社分割に係る取得自己株式の移転」欄には、商法第356条、同法第374条の19又は同法第409条の2の規定により報告月中に移転したものの総数及び移転価額を、移転日ごとに記載すること。

4 「保有状況」

「保有自己株式数」の欄には、報告月末日現在において保有している定時総会決議による買受け、子会社からの買受け又は定款の定めによる自己株式に係る取締役会決議による買受けに係る自己株式の総数を記載すること。

	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
計	一		
報告月末現在の累計取得自己株式			
自己株式取得の進捗状況(%)			

3 【償還株式の消却のための買受け等の状況】 年 月 日 現在

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
定款の定めの内容 (年 月 日定款変更決議)		
報告月における取得自己株式 (取得日)	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	
計	一	
報告月末現在の累計取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

4 【処理状況】 年 月 日 現在

区 分	消却株式数(株)	処分価額の総額 (円)
資本減少のための取得自己株式	月 日	

	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
計	二		
定款の定めによる利益による消却の ための取得自己株式	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
計	二		
償還株式の消却のための取得自己株 式	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
計	二		

5【保有状況】 年 月 日 現在

区 分	株 式 数 (株)
資本減少のための取得自己株式数	
定款の定めによる利益による消却のための取 得自己株式数	

償還株式の消却のための取得自己株式数	
--------------------	--

(記載上の注意)

1 一般的事項

法第27条の30の5第1項の規定により自己株券買付状況報告書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」欄に代表者印を押印すること。

2 商法第213条第1項の規定による株式の消却のための自己株券等の買付け等又は償還株式の消却のための自己株券等の買付け等を行った日の属する月の末日現在の当該月中に行つた当該買付け等の状況について記載すること。

3 「資本減少のための買受け等の状況」

1) 「株主総会での特別決議等の状況」欄には、資本減少に係る特別決議（この様式において「当該特別決議」という。）により決議された株式の総数及び価額の総額を記載すること。

なお、当該株主総会で自己株式の取得に関し株式の種類、総数及び価額の総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を「摘要」欄に記載すること。

(2) 「報告月における取得自己株式」欄には、報告月中に取得した自己株式の数及び価額の総額を、取得日ごとに記載すること。

(3) 「報告月末現在の累積取得自己株式」欄には、当該特別決議に基づき自己株式の取得を開始した日から報告月末日までに取得された自己株式の総数及び価額の総額を記載すること。

(4) 「自己株式取得の進捗状況」欄には、「報告月末日現在の累積取得自己株式」欄の株式数及び価額の総額を「株主総会での特別決議の状況」欄の株式数及び価額の総額で除して計算した割合を記載すること。

(5) 欄外には当該特別決議があつた株主総会において当該特別決議により決議された株式の総数を当該株主総会の終結した日現在の発行済株式の総数で除して計算した割合、公開買付けにより自己株式を取得している場合のその概況を記載すること。

4 「定款の定めによる利益による消却のための買受け等の状況」及び「償還株式の消却のための買受け等の状況」

(1) 「定款の定めの内容」欄には、定款において自己株式の取得に関し株式の総数及び価額の総額が定められている場合に記載すること。なお、定款に定められている自己株式の取得に関する株式の総数及び価額の総額以外の自己株式の取得に関する事項がある場合は欄外に記載すること。

(2) 「報告月における取得自己株式」欄には、報告月中に取得した自己株式の数及び価額の総額を、取得日ごとに記載すること。

(3) 「報告月末現在の累積取得自己株式」欄には、報告月中に取得された自己株式の数及び価額の総額を記載すること。

(4) 「自己株式取得の進捗状況」欄には、「定款の定めの内容」欄に記載があるものについて

て3の(4)に準じて記載すること。

5 「償還株式の消却のための買受け等の状況」

4に準じて記載すること。

6 「処理状況」

(1) 「資本減少を行った取得自己株式」欄には、当該特別決議に係る取得自己株式について、報告月中に消却したものの数及び消却額を、取得日ごとに記載すること。

(2) 「定款の定めによる利益による消却のための取得自己株式」欄及び「償還株式の消却のための取得自己株式」欄には、(1)に準じて記載すること。

7 「所有状況」

報告月末日現在において所有している資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却のための取得自己株式数を記載すること。

企業円登等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
第十八号様式 (略)	第十九号様式 (略)